

# 法人化30周年記念誌

茅ヶ崎市社会福祉協議会のあゆみ

法人化30周年記念誌

茅ヶ崎市社会福祉協議会のあゆみ

社会福祉法人  
茅ヶ崎市社会福祉協議会

ふれあいネットワーク



社会福祉  
法人

茅ヶ崎市社会福祉協議会



## 法人化30周年を迎えて



社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉協議会  
会長 石井 昭

社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会が法人化30周年を迎えることができましたことは、ひとえに、諸先輩方をはじめ、本会を支えていただきました多くの市民の皆様の御支援・御協力の賜物と厚くお礼申し上げます。

茅ヶ崎市社会福祉協議会は、昭和26年4月に民間の自主的な団体として発足し、昭和54年2月に社会福祉法人として設立登記をしました。この間、自治会、地区社会福祉協議会、ボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人、行政などの福祉関係者の皆様の献身的な努力によりまして、今日の社会福祉協議会が築かれたものと存じます。

現在、福祉・保健・医療・教育などの関係機関の参加・協力のもとに運営される組織で、人々が住みなれたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した活動を行っております。

また、平成8年には、地域の一人ひとりの生活課題や、それらの解決策を模索・整理し、計画的な福祉活動推進と社会福祉協議会の役割を発揮することを目指し、地域福祉活動計画を策定し、第3次の改定を経て今日に至っております。

その間、社会福祉分野における改革が進み地域での支え合いが一層重視される中で、市民参加による事業実施など「地域福祉を具体的に推進する」という社会福祉法に規定された団体として、社会福祉協議会の役割が明確化されてきたという背景があります。

こうした経過を踏まえ、今後も地区ボランティアセンター設置の促進や、地域に必要な支援の担い手育成、地域福祉活動計画の見直しなど、積極的に事業に取り組み、更にこの期に茅ヶ崎市社会福祉協議会発展・強化計画を策定し、地域福祉の推進に努めてまいります。

今後とも、市民の皆様を始め、関係機関・関係団体など多くの方々の一層の御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 目次

法人化30周年を迎えて 茅ヶ崎市社会福祉協議会会長 石井 昭

お祝いのことば	神奈川県社会福祉協議会会長 林 英樹	1
法人化30周年を祝して	茅ヶ崎市市長 服部 信明	2
記念誌発行によせて	茅ヶ崎市議会議長 中嶋 皓夫	3
30年のあゆみ		4
昭和54年～平成5年	～法人化から地域福祉活動計画策定までのあゆみ～	
平成6年～現在	～地域福祉活動計画策定以降のあゆみ～	
茅ヶ崎市地域福祉活動計画の推進		16
地区社会福祉協議会の進展		18
地域の福祉向上をめざして	茅ヶ崎市地区社会福祉協議会連絡協議会会長 溝口 優子	20
ボランティア活動の振興		21
法人化30周年を祝して	茅ヶ崎ボランティア連絡会会長 北村 紀子	24
歴代の会長・常務理事・事務局長		25
年表		26
支出決算額の推移		30
平成20年度の事業概要		32
現在の組織		57
定款		60



## お祝いのことば

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会  
会長 林 英 樹

社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉協議会法人化30周年、まことにおめでとうございます。  
昭和54年2月に茅ヶ崎市社会福祉協議会は、茅ヶ崎市における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動の推進、地域社会の福祉増進を図ることを目的として法人化され、本年をもちまして30周年を迎えられました。

この間、時代の変遷に対応して、求められる福祉ニーズもそれぞれの時代で大きく変化する中で茅ヶ崎市社会福祉協議会として十分に受け止め、的確な対応を図り、立派な実績を認められて平成9年度には、全国社会福祉協議会から優良社会福祉協議会表彰を受賞するなど活発な活動は、現在までたゆみ無く続けられております。

特に法人化当初から地域のボランティアの育成とボランティア活動の振興に力を注がれ、平成20年度には、ボランティアの登録者人数が230名を超え、相談件数も1,500件に上り、さらに地区ボランティアセンターの整備にも力を入れ、より身近な地域でのボランティアのコーディネートが円滑になされるよう取り組まれていることは、多くの市町村社協からも賞賛を浴びているところであり心より敬意を表します。

これからも茅ヶ崎市社会福祉協議会が茅ヶ崎市において、地域における福祉発信の中心的存在として益々発展され、更なる飛躍を遂げられますよう心より御祈念申し上げ、お祝いのことばとさせていただきます。

## 法人化30周年を祝して



茅ヶ崎市長 服部 信明

茅ヶ崎市社会福祉協議会が法人化30周年を迎えられましたことを心からお喜び申し上げます。

貴会は、市民参加による社会福祉事業を行う民間の自主的な団体として昭和26年に設立され、昭和54年2月に社会福祉法人となり、今日まで本市の地域福祉の中核機関として歩んでこられました。

この間、さまざまな社会福祉事業を推進され、本市の地域福祉向上に御尽力いただきました歴代会長をはじめ役員、会員、ボランティア等多くのみなさまにあらためて敬意と感謝の意を表します。

少子高齢社会がますます進展する中、個人の意思や生活の質などが重要視される社会的な変化を背景に、地域住民の福祉に対するニーズも多様化・複雑化してきています。

このような地域社会の変化に対応するため、本市では、平成17年度に基本理念を「私たちは、市民一人ひとりを尊重し、人間らしく心豊かに暮らせるまちをつくります。」とする茅ヶ崎市地域福祉計画を策定しましたが、計画に掲げるさまざまな施策の推進にあたりましては、地域住民との協働はもとより、貴会との連携を欠かすことができません。

貴会では、地域福祉の推進を目指して協働する住民の活動指針として、平成18年度に第3次茅ヶ崎市地域福祉活動計画を策定され、地域住民とともに、より具体的な取り組みを進めています。

両計画は、「茅ヶ崎市の地域福祉推進」という共通の目標に向かって協力しながら各種福祉施策を進める、いわば車の両輪となるものです。今後も本市との連携を強めていただきながら、地域福祉の推進役としてさらに御活躍いただくことを期待しております。

終わりにになりましたが、貴会のますますの御発展と関係各位の御健勝を祈念いたしましてお祝いの言葉といたします。

## 記念誌発行によせて



茅ヶ崎市議会議長 中嶋 皓夫

茅ヶ崎市社会福祉協議会法人化30周年おめでとうございます。昭和26年4月の設立から数えますと半世紀以上、60年近く心のかよった活動を続けていらっっしゃいます。

この間社会福祉協議会におかれましては、一貫して茅ヶ崎市の社会福祉行政の充実に向け、一方ならぬ御協力を賜り、紙面をお借りいたしましてあらためて厚くお礼申し上げます。

昭和から平成にかけての社会情勢の変化の中、海外で、あるいは国内で端を発した幾たびかの経済危機がございました。福祉を取り巻く環境は時に厳しい状況におかれ、順調な進展がみられない時期もありました。

このようなときにも地域住民の方々やボランティア組織への支援活動を積極的に続けられ、また行政や各種福祉施設と、これを利用される皆様との橋渡し役として中心的な役割を果たしてこられました。

このことは、心のふれあいを第一に行動されるボランティアの皆様、社会福祉協議会の職員の皆様、組織としての社会福祉協議会、そして多くの協力者の皆様が「すべての人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちづくり」を進めるために行動された成果ではないでしょうか。

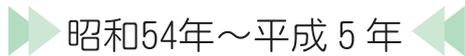
茅ヶ崎市議会といたしましては、社会福祉に携わる皆様に、やりがいもてる環境を整えることが使命ではないかと考えております。

ようやく回復の兆しを見せ始めた我が国の経済情勢も、世界的な不況の波に洗われております。

本市の財政状況も、引き続き厳しい中、茅ヶ崎を明るく元気なまちにしていくために、様々な事業を推進して、昼夜を問わず御努力をなさっている皆様とともに、お子様から高齢者の方々まで、安心して安全にすごせるまちづくりのため、行政とともに、支援をしてまいり所存でございます。

皆様におかれましては、市政に対しまして、これまで以上の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、茅ヶ崎市社会福祉協議会のますますの御発展を祈念いたしまして、30周年にあたっての御挨拶とさせていただきます。

## 30年のあゆみ



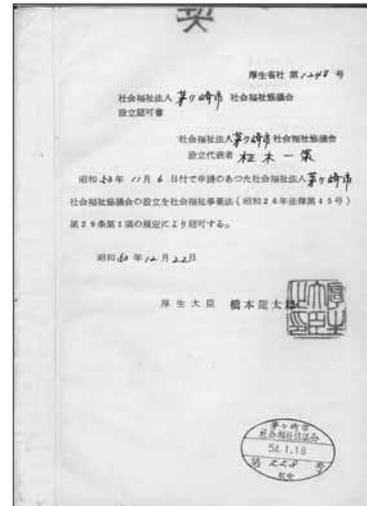
昭和54年～平成5年



～法人化から地域福祉活動計画策定までのあゆみ～

## 法人化

茅ヶ崎市社会福祉協議会（以下「市社協」）は昭和26年4月に福祉事務所に任意団体として事務所を構え、民間社会福祉の中核として歩み出しました。昭和45年には高齢化社会を迎え社会福祉を取り巻く環境が変化していく中、昭和53年12月に法人認可がされ、翌昭和54年2月に法人設立登記手続きが終了し、社協では、県内12番目の社会福祉法人として新たなスタートを切りました。



## 福祉モニター

福祉に対する市民の率直な意見や要望などを継続的に聴取することにより、社協の活動及び運営の資料として活用する事を目的に座談会や視察研修を行っていました。モニターの経験者は任期後、地区の福祉活動、福祉学習の核となって活躍しています。この事業は法人化前年の昭和53年度から平成13年度まで行っていました。

## 基金の設立

安定した活動資金を確保するために市民からの寄附金を原資とし昭和54年度には「社会福祉協議会基金」を設立しました。昭和60年度には「茅ヶ崎市社会福祉基金」を市とともに設立し、その預金利子を社会福祉の向上を図る様々な事業に活用しています。

## 社会福祉大会・広報紙

昭和55年度に地域福祉活動への参加を高めるために「支え合い」をテーマに第1回社会福祉大会を開催しました。開催場所となった市民文化会館には250名の参加者が集いました。

また、同年社会福祉への関心と社協活動の理解と推進のため広報紙「社協ちがさき」の第1号を、昭和57年度にはパンフレット「社協とは」を、翌年度には従来の事業報告・決算書とともに誰にでも分かりやすく、市社協が身近に感じることができるよう事業報告書「社会福祉協議会のあゆみ」を発行しました。この時期は社会福祉への関心と市社協活動の理解を深めるための活動を積極的に行っていました。



## 障害福祉への取り組み

昭和56年の国際障害者年を契機に障害福祉のより一層の充実と発展をはかることを目的に、同年障害福祉推進委員会が設置されました。翌年には発展計画策定のための小委員会がもたれ、報告書として「市社協改善提言」がなされました。昭和58年度には最終報告書として「市行政への改善提言」をまとめ、市長に提出しました。

## 地区社協の発足

地域福祉に対する関心が一層高まっており、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」）の育成のため地区社協問題研究会が設置され、先進地区の視察研修、施設見学、懇談会が昭和54年度から実施されました。これらの研修等により翌昭和55年には旧小和田地区社協（現在の小和田、松浪、浜須賀）が設立されました。しかし、翌昭和56年に自治会連合会が11地区に分割したことにより、解散しました。同年に新たな地区となった松浪地区社協が10月に発足し、これを契機に各地区で地区社協づくりが進められ昭和61年の湘北地区社協の発足により全地区に結成されました。また、各地区社協の情報交換を進める目的として設立された地区社会福祉協議会連絡協議会は昭和59年より今日まで情報交換、研修会の開催、視察研修等を行い、小地域福祉活動の中心として役割を担っています。

## 対象別講座の実施

住民の抱えている問題や、福祉への理解を深めるためにきめ細かな対応を目指し、それまで行っていた講座を昭和56年度より対象者別（高齢者、障害児を持つ母親、ボランティア、市民、民生委員）にテーマを設けて実施しました。

## 茅ヶ崎ボランティア連絡会の発足

ボランティアグループ及び個人ボランティアの活動が活性化していく中で様々な疑問・悩みが出始め、これらを解決する場が必要になってきました。横のつながりを持って、自主組織として自立できるように2年間の話し合いを経て、昭和55年に茅ヶ崎ボランティア連絡会が発足しました。連絡会としてボランティア情報を提供するため茅ヶ崎ボランティア便りを発行しました。市社協としても、急速なテンポでの高齢化社会の到来、地域で生活する障害者の増加などボランティアの果たす役割の重要性が高まりつつあったことから、「ボランティア活動のしおり」を昭和59年度に作成しました。この冊子はボランティア活動の入門書の役割を果たし、現在も隔年で発行しています。



## ボランティア体験学習

昭和55年度から平成2年度まで行われたこの事業は福祉教育における実践活動の場として、県立鶴嶺高等学校の生徒及び職員・保護者が茅ヶ崎特別養護老人ホーム（現カトレアホーム）の協力のもとに、2泊3日の体験をもとに、「気づき・考え・行動する」実践力を学びました。

## 夏休みボランティアスクール

昭和61年の夏休み期間に、小学生5、6年生を対象に全6回の手話講座を手話サークル茅の会の協力のもとに行いました。

昭和62年度にも同様に手話講座を行い、昭和63年度には地域作業所の協力のもと、車椅子の介助の仕方や車椅子の方との交流を行いました。

現在は夏休みおやこ手話教室として継続しています。



## 介護講座

昭和58年度に「ねたきり老人介護調査」を行い、介護問題の関心が高まってきた中、老いの問題を日常生活の中で自らのものとしてとらえ考えていくことを目的に介護講座を開催しました。この講座は昭和60年度から平成3年度まで痴呆症（痴呆症は当時の名称で、現在は認知症です。）を主なテーマに開催しました。昭和61年度には「介護講座参加者のつどい」も開催し、その中からの痴呆症の家族の会の「にこにこクラブ」が結成されました。また、介護講座と平行して昭和63年度、平成元年度には痴呆性老人介護者実態調査を実施し、痴呆症をテーマとした講演会や介護用品フェア等も積極的に開催しました。

## 車椅子、床ずれ防止マットの貸与



日常生活上援護の必要がある市内在住の方に、住みなれた地域で生活できるように昭和57年度より車椅子を、平成2年度からは床ずれ防止マットの貸与を開始しました。

## 老人福祉センターの管理

昭和57年度より平成20年度（平成17年度からは指定管理者制度）まで、地域福祉の推進を図ることの一環として、茅ヶ崎市老人福祉センターを受託しました。老人の教養の向上及び心身の健康増進を目指し、市内に住所を有する満60歳以上の方または老人福祉関係者の活動の推進の一助とともに、市内の高齢者の活動の場としての有効活用を図りました。

## ボランティア大学

平成元年度にはボランティア大学をボランティア連絡会と共催で開始しました。この講座は基礎コースと選択（技術）コースに分かれており、基礎コースを修了した後に自分の興味のあるコースを選択できます。この形式や5月からの開催時期は現在に至るまで変わらず開催され、春先の恒例行事として市民に定着しています。毎年100名前後の参加があり、ボランティアを育成しています。



## 在宅老人等給食サービス事業

平成3年7月より開始されたこの事業は「ひとり暮らしの在宅老人等の食生活の充実、孤独感の解消、安否確認等を図ること」を目的に地区社協の協力のもと事業の展開がなされました。10年目の節目の年の平成12年度には検討委員会が設置され、平成13年9月末をもって地区社協による配食は終了し、現在の調理事業者の直送方式に転換されました。



## ホームヘルプサービス事業

平成4年10月に家事援助及び相談サービスを行うホームヘルプ事業を開始しました。

この事業は、高齢、身体上又は精神上的の障害、疾病等の理由により、家庭あるいは社会生活上なんらかのハンディキャップを負い、在宅で家事援助等を必要な方に対して、自立生活の確立と家庭生活の安定を図りました。

## ▶▶ 平成6年～現在 ◀◀

### ～地域福祉活動計画策定以降のあゆみ～

平成6年度から平成21年度の現在に至るまで期間は、地域福祉活動計画を柱としてその重点やモデル事業を中心に事業展開が図られてきました。第3次までの3つの期間に分類します。

#### 第1次計画期（平成6年度～平成12年度）

平成6年に日本の高齢化率は14パーセントを超え高齢社会に入り、高齢化の進展に伴う対策がより求められていました。また、平成7年に阪神・淡路大震災があり、ボランティア活動への意識がより高まった時期でもあります。平成12年の介護保険制度開始など社会福祉基礎構造改革による福祉制度の大きな転換期を迎える時期でした。

この間、市社協では地域福祉活動計画の策定に入り、モデル事業を計画に位置づけ課題に対応していきました。また、平成10年度から平成13年度までふれあいのまちづくり事業の指定を受け、計画事業を更に推進しました。

#### 第1次地域福祉活動計画の策定（計画期間 平成8年度～平成12年度）

平成6年10月より、高齢社会の対応と住民参加による21世紀を展望した中長期的な計画作りを行い、これから市社協活動を展開するために、住民や福祉団体などともに民間側としての活動目的や内容、目標などを設定する地域福祉活動計画の策定に入りました。

委員構成は、学識経験者1名、市社協理事・評議員各1名、福祉施設3名、福祉団体6名、県社協1名、行政機関8名の合計21名で、平成6年度は5回の策定委員会を開催、平成7年度は策定委員会、小委員会をともに6回開催し、基本理念から実施計画まで確認され、平成8年度からの5カ年計画が策定されました。

基本理念は「一人ひとりが生き生きと暮らせる福祉のまちづくりをめざして」と設定され、これは現行の第3次地域福祉活動計画（平成18年度～平成22年度）に引き継いでいます。

##### 基本目標

- 1 在宅で生活できる仕組みづくりの推進
- 2 住民参加の促進

##### 基本課題

- 1 ネットワークの推進を基本とした福祉サービスの運営
- 2 生活に身近な場での住民活動の推進
- 3 活動拠点の整備

##### モデル事業

- 1 ミニデイサービス事業
- 2 住民参加型在宅福祉サービス団体などとの連携の推進事業
- 3 子育て支援事業
- 4 見守りチームづくり事業
- 5 市民交流スペース活用事業

## モデル事業の推進

### 1) ミニデイサービス事業

高齢者や障害者の地区住民とのふれあい・介護者のリフレッシュ等を目的に、身近な地域での居場所づくりを行いました。

モデルの1号は、ミニデイサービス「福祉サロン海岸」です。平成8年9月より海岸地区の拠点である福祉会館を利用して、第2・第4金曜日の10時から16時で開始されました。平成10年度にはミニデイサービスふれあい菱沼が毎月第3水曜日10時から14時で開始されています。

### 2) 子育て支援事業

子育て中の親子を対象に、親子、親同士の交流、仲間作り、リフレッシュを目的として「子育てサロン」を平成8年8月より開始しました。女性センター、老人福祉センターで6回開催し、参加は延284名でした。

平成10年に農協ビルで子育て支援センターが始まったことにより、市社協では子育てサロンの直接実施から、身近な地域での実施に転換していきました。平成12年2月に鶴嶺東地区子育てサロンみかんのいえが開始され、また、翌年海岸地区にオープンスペースいちごが始まりました。



## 高齢者関連事業

### 1) 在宅老人等給食サービス事業

平成3年7月から茅ヶ崎市より受託して開始した本事業は湘南、湘北の2地区をモデルとして始まり、平成6年5月に全地区での実施となりました。

この事業はひとり暮らし高齢者もしくは高齢者・身体障害者世帯を対象として、在宅ひとり暮らし高齢者等の食生活の充実、孤独感の解消、安否確認のために実施しています。

市内4箇所の特別養護老人ホームで作られた食事は、各拠点に運ばれ、そこからは地区社協の配食協力員が利用者宅に届けました。身近な協力員が配食することにより、見守りの機能も大きくありました。

平成6年度当時は週2回の実施で、延利用者数は3,010人、年間配食数は21,612食、延協力員数は3,612人でした。平成8年6月に週4回の配食となり事業の充実を図っています。

平成13年10月には、週5回、調理業者が直接配食することになり、配食協力員の活動は終了しました。

### 2) ねたきり老人介護者の会

平成2年7月より「ねたきり老人介護者の集い」を、介護者同士の交流・なかま作り、介護体験の交流、介護知識の普及を目的として開催してきました。

それから約5年が経ち、平成7年6月4日に会員34名でねたきり老人介護者の会として発会し、話し合いの場を行っています。

### 3) 赤い羽根介護者の集い

在宅介護者の組織化とリフレッシュを目的に茅ヶ崎市・平塚市・寒川町・大磯町の2市2町の社協共催で1泊の研修を行いました。介護保険が浸透してきた現在とは異なり、当時はまだまだ福祉サービスの利用が浸透していない時代でした。この集い参加を機にショートステイを利用するなど、一時的に介護から離れる体験をするきっかけでもありました。



### 共同募金運動への協力

毎年10月1日から行われる赤い羽根募金と12月1日から行われる年末たすけあい募金を推進する神奈川県共同募金会茅ヶ崎市支会の事務局を平成9年度に市から移管を受けました。寄附する人も募る人もボランティアとして、新たな寄附文化の創造をすすめ、民間の社会福祉活動を支えています。



### 社会福祉基礎構造改革に向けた対応

#### 1) 2級ホームヘルパー養成研修の実施（平成10年度～平成17年度）

茅ヶ崎における在宅福祉サービスの質の向上を目指し、多様化するニーズに対応し、適切な援助を提供できる人材の養成を目的として開催しました。

#### 2) 茅ヶ崎あんしんセンターの開設

平成11年11月に判断能力が不十分な方を対象として、福祉サービスの利用手続きや日常生活の金銭の出し入れを支援するサービスを始めました。これは平成12年4月から開始する介護保険制度など福祉サービスが契約による利用に変わるため、判断能力が不十分なことにより契約等の手続きが困難な方たちを支えるために始めました。

#### 3) 基幹型在宅介護支援センターの受託

在宅の要援護高齢者及びその家族からの介護等に関する相談に応じ、介護予防・生活支援サービスの調整等の相談援助を行いました。

効果的な支援の調整を行うために地域型在宅介護支援センター等関係機関と地域ケア会議を開催しました。困難ケース等には関係機関とケースカンファレンス等を開催し、調整を行いました。

介護予防への取り組みとして、平成15年度より転倒骨折予防教室を開催しました。



## 第2次計画期（平成13年度～平成17年度）

社会福祉基礎構造改革により、介護保険（平成12年）、支援費制度（平成15年）等、福祉サービスの利用は、契約による利用制度に転換してきました。また、地域福祉の推進役として市町村社会福祉協議会が社会福祉法に明確に位置づけられました。

その中で、市社協ではあんしんセンター（地域福祉権利擁護事業：現 日常生活自立支援事業）、基幹型在宅介護支援センター、障害者生活支援センターと相談支援事業を開始し、課題解決に努めました。また、平成13年度に地区担当制を開始し、地区社協との連携をより深め、ボランティア地域介護支援事業等より地域に密着した事業展開を図りました。

## 第2次地域福祉活動計画の策定（平成13年度～平成17年度）

平成11年9月から改定作業に入り推進委員会6回、小委員会5回、課題別懇談会4回を経て改定されました。基本課題に「4. 福祉サービスの利用支援と要援護者の権利擁護への取り組み」を加えました。

- 基本目標**
- 1 地域で生活できる仕組みづくりの推進
  - 2 市民参加の促進

- 基本課題**
- 1 ネットワークの推進を基本とした福祉サービスの運営
  - 2 生活に身近な場での市民活動の推進
  - 3 活動拠点の整備
  - 4 福祉サービスの利用支援と要援護者の権利擁護への取り組み

- 計画事業**
- 1 地区活動の推進
  - 2 ボランティア活動の推進
  - 3 当事者活動の育成・支援
  - 4 福祉のまちづくりに向けた市民への福祉理解の促進
  - 5 生活を総合的に支える仕組みづくりの推進

## 地区担当制の開始

第2次活動計画の中で地区社会福祉協議会を中心とした地区活動の推進を位置づけ、地区社協との連携、協働を進めるため、平成13年度より地区担当制を開始しました。

職員が2から3地区を担当し、それぞれの地区で開催される会議、ミニデイ・サロン、講座、イベント等に同席して、情報提供、ニーズ把握等を行いました。

地区社協を中心としたサロンの立ち上げも活発に進められました。

## ボランティア地域介護支援事業

(平成19年度より地域福祉活動支援事業)

平成14年度より受託し、介護保険だけでは解決できない高齢者等の生活ニーズに対し、同じ地域に暮らすボランティアからの支援を得ることにより、高齢者等の福祉向上を図ることを目的として、ボランティア育成講座の開催、地区でのボランティア活動の支援を行いました。

平成15年度には浜須賀地区と湘北地区でサポートはますかと湘北地区ボランティアセンターが、平成16年度にはまつなみボランティアセンターが立ち上がり、身近な地域でのボランティアによる生活支援活動が始まりました。

平成16年度より活動を開始した3地区での情報交換、課題共有を目的に地区ボランティア活動交流会を行いました。



## 障害者生活支援センターの受託

平成14年10月より茅ヶ崎市、寒川町の在宅の障害者に対して、自立と社会参加の促進を図ることを目的として在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、相談および情報提供等を行い、障害者やその家族の生活を支援しました。

総合相談、ピアカウンセリング、専門相談（住宅改修・理学療法）で相談援助を行い、サービス連絡会議、個別検討会議でサービス調整や情報共有、課題検討を行いました。

また、障害者や、その周辺課題への理解促進等を行うため豆知識講座、障害児者やその家族支援として、音楽教室や体操教室を開催しました。

平成18年10月から制度改正により対象地域が茅ヶ崎市内となりました。

## 障害者居宅介護事業

平成15年4月より障害者福祉制度が措置から支援費制度に移行したことに伴い、障害者居宅介護事業を指定事業者として実施し、市内の身体障害児者や知的障害児者の生活を支えるために、身体介護、家事援助、移動介護のサービスを提供しました。平成18年度には障害者自立支援法によるサービスへ移行しました。

## 理事・監事・評議員の選出部門別人数、定数の改正

平成16年度に理事・評議員から選出された「理事・監事及び評議員の定数等見直し検討委員会」を設置し、①理事の責任の明確化、②団体別選出人数、③定数、④監事選出方法の4点を主な改正点とする検討の報告を受け、理事・監事・評議員の選出部門別人数および評議員定数（40名→31名）の変更を行いました。

## 会員・会費制度の見直し検討

平成17年度に市社協の基盤となる会員組織及び会費について、理事・評議員から選出された、「会員及び会費等見直し検討委員会」にて検討を行いました。

その報告を受け会員の種別・範囲、会費について改正を行いました。

## 第3次活動計画期（平成18年度～現在）

福祉サービスが契約による利用制度として浸透してきましたが、その中で制度間のはざ間が見られます。介護保険制度の改正や障害者自立支援法の施行により、そのはざ間は広がったように思われます。そのような中で市社協では第3次地域福祉活動計画を策定し、そのはざ間への対応に取り組んでいます。

また、平成21年に法人化30周年を迎え、改めて市社協の基盤整備を進めるため、平成21年度に市社協発展強化計画の策定に着手しました。

## 第3次茅ヶ崎市地域福祉活動計画の策定（平成18年度から平成22年度）

平成17年度に9回の推進委員会が開催され改定作業が行われました。第2次計画を振り返り、平成17年3月に策定された茅ヶ崎市地域福祉計画を踏まえ、市民側からのより具体的な行動計画として策定されました。

より具体的に分かりやすいように14の具体的な取り組みを位置づけ推進に当たっています。

また、計画策定後の推進については事務局内に4つの推進グループを作り進捗状況の確認、検討を行っています。

- 基本目標**
- 1 地域で生活できる仕組みづくりの推進
  - 2 市民参加の促進

- 基本課題**
- 1 ネットワークづくり
  - 2 生活に身近な場での市民活動・交流の推進
  - 3 福祉サービスの利用支援
  - 4 地域福祉の基盤整備
  - 5 福祉制度のはざ間への対応

- 計画内容**
- 1 関係機関などの協働・ネットワークづくりの推進
  - 2 身近な場での居場所づくり
  - 3 地区の課題解決に向けた仕組みづくり
  - 4 誰もが分かりやすい情報提供
  - 5 皆が理解し合い支え合えるまちづくり
  - 6 福祉制度のはざ間への対応

### 重点的な取り組み

- ★ 身近な場でのミニデイサロンの開催推進
- ★ 障害児を対象とした放課後教室サマースクールの開催推進
- ★ 地区に必要な担い手の育成
- ★ 地区ボランティアセンターの設置促進
- ★ 一人ひとりの困りごとを見過ごさないための総合相談窓口機能の充実

## ミニデイサロンの開催推進

みんなが会い、見守りあえる場として、また、ボランティアの参加の場として、気軽に出かけていかれる身近な場でのミニデイ・サロン作りがいっそう進むよう、地区社協を中心に支援を行いました。

## 障害児を対象とした放課後教室・サマースクールの開催推進

障害のある子どもたちが、家族以外の人や同じ年代の友だちと地域で楽しく過ごす機会を持つため、また、家族へのレスパイト的な支援も視野に入れ、サマースクールを開催しました。



## 担い手育成&地区ボランティアセンターの設置促進

平成18年度に県社協のモデル指定を受け「地域福祉の担い手育成推進委員会」を平成18年12月に開始しました。地区での支えあい活動の普及や地区福祉活動のリーダー的人材の育成および地区ボランティアセンター未設置の地区への働きかけを目的に各地区から2名ずつ委員を推薦していただき、学習・意見交換を行いました。この委員が中心となって地区ボランティアセンターの設置が促進され、平成20年度にはみんなのこわだ、つるみね西ボランティアセンター、松林サポートセンターが、平成21年度には小出ボランティアセンターが立ち上げられました。

## 福祉教育の推進

平成5年より出前講座として、地域や学校等の福祉意識の醸成やボランティア理念の啓発普及を図るため、ボランティア等の協力を得ながら出前型の福祉講座を開催しています。また、福祉教育研修会を福祉教育の分野で関わっている関係者の連携、相互理解と福祉教育に関する共通理解を図り、より良い福祉教育を目指して開催しました。

平成20年度には第3次活動計画に位置づけされた「福祉を身近に感じるための講座の開催と福祉教育プログラムの開発・検討」を具体化するため、福祉教育プログラム検討委員会を設置し、学校の総合学習等で活用できる「福祉教育プログラム集」を作成しました。



## 認知症サポーター養成講座の開催



第3次活動計画の具体的な取り組みである「障害や認知症への理解を深めるイベントなどの開催」を具体化するため、認知症の高齢者や家族が暮らしやすい地域づくりを目指し、認知症サポーター養成講座を開催しました。参加者にはサポーターの印であるオレンジリングとテキストを配布しました。

## 災害時への取り組み

平成19年3月に茅ヶ崎市と「災害時における相互協力に関する協定」を締結し、大規模災害時において茅ヶ崎市災害ボランティアセンターの設置・運営について協力します。市と協働で「茅ヶ崎市災害ボランティアセンター運営マニュアル」を作成し、平成19年、20年と実地訓練による点検を兼ねて、災害ボランティアセンター訓練を実施しました。

また、茅ヶ崎市総合防災訓練へ参加し、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を茅ヶ崎市と協働で実施しました。



## これからに向けて

### 市社協発展・強化計画の策定（平成21年度）

法人化30周年の節目の平成21年には、市社協の使命・経営理念を明確化し地域福祉の推進を計画的に図る経営戦略計画として市社協発展・強化計画の策定に着手しました。この計画は、5年間の中期計画とし、事業、組織体制、財務等に関する具体的な取り組みを明示します。現在、理事、評議員から選出された策定委員会にて検討を行っています。

### 第4次茅ヶ崎市地域福祉活動計画策定に向けて

平成22年度までの第3次計画の評価、課題整理を行い、平成23年度からの地域福祉の取り組みについて、茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会にて検討を行っています。

## 茅ヶ崎市地域福祉活動計画の推進

### 計画策定の背景

私たち市社協は、その設立以来ボランティアや地区社協、当事者等を含む住民の自主的な福祉活動を支援するとともに、その組織化を通じて地域の持つ力を高めることに取り組んできました。

その間、少子・高齢化が進み介護や育児の問題が顕在化し、在宅福祉への関心の高まりとともにサービスの充実が求められる中では、それらの課題解決に向けた具体的なサービス提供の一翼も担ってきました。

社会の変遷の中で人の暮らし方も多様になり、そこに生じる問題もより個別・複雑化するに伴い、既存のサービスや行政制度のみでは支えきれない部分があちこちに出てくるようになると、“地域福祉の充実”といった言葉や、住民同士が相互に支え合うための、住民自身による活動が、より身近な場で行われる必要性が声高に叫ばれるようになりました。

こうしたことを背景に、市社協では、それまでの活動の見直し・整理を行い、住民の主體的活動の支援や地域参加の場づくりなどの各種の取り組みを“計画的に”、且つ“住民参加のもとに進めること”を目指し、平成7年度に『茅ヶ崎市地域福祉活動計画』を策定しました。

この計画は、地域に暮らす人の困りごとを出発点として、そこにある課題（ニーズ）と、その解決に向けてできることは何かを明らかにすることを狙いとしています。

### 計画の理念・づくり

この計画は、取り組みの大きな目標である『一人ひとりが生き生きと暮らせる 福祉のまちづくりをめざして』を基本理念に掲げ、その基本理念を核に、社会や地域の動きを見ながらその時の課題を取り上げ、取り組みとして反映できるように組み立てられています。

また、計画は常に「住民のニーズ」を発露とし、

- \* “住民自身が地域づくりの主体”であることを基本に
- \* そこに暮らす人たちの“身近な場で”
- \* “関係機関と連携・協働”して地域福祉の推進をめざすものであり
- \* 各種ある行政の福祉計画などを住民側から推進する“活動のための計画”

という性格を持っています。

合わせて、地域の皆さんとともに活動する市社協のあり方も示すものとして、地域福祉推進における市社協の役割の明確化、地域を支援するための市社協の基盤強化についても触れています。

### 計画の策定・推進体制

市社協ではこの計画の策定にあたり、平成6年に「茅ヶ崎市地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、地域実態把握のためのヒアリングや細やかな検討を重ねてきました。また策定後には、計画上の取り組みを効果的・効率的に推進するため「茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会」を設置し、推進管理や評価、改定作業等を行っています。

これら計画の策定・推進管理にかかる委員会は、住民から行政・専門職まで幅広い方々の参加を得て設置されています。これは、計画が私たち市社協だけのものではなく、一緒に課題解決に取り組んでくださる地域の皆さんとの共通の活動指針として、共有できることを大切にしていけるための体制です。

## 計画の期間・各次計画の主な視点など

この計画は5年（原則）を期間として見直し・改定を行っており、第1次から第3次まで、それぞれ社会情勢に応じた課題に取り組んでいます。

計画（期間）	計画策定（改定）時の背景と、各計画の主な視点など
第1次 （平成8年度～12年度）	<p>《背景》都市化・高齢化の進行により、家庭や地域の持つ相互支援機能が低下。地域の暮らしを支えるための計画的取り組みの必要性が生じました。</p> <p>《主な視点》まず「住民の暮らしの中の課題を明らかにすること」、「課題の解決に必要な手立てと、その中で市社協の担う役割を示すこと」を目指しました。</p> <p>《重点活動》ミニデイサービス、子育てサロン、見守り事業の展開／住民参加型在宅福祉サービス団体、福祉施設等との連携推進 など</p>
第2次 （平成13年度～17年度）	<p>《背景》社会福祉システムの大改革により、多くのサービスが契約制度へ移行。自己選択・決定が強く打ち出されました。地域の支えあいへの期待が高まり、社協が「地域福祉推進の中核団体」と法律に明示されました。</p> <p>《主な視点》「権利擁護」の視点からの「福祉サービス利用者・障害児者への支援」、また、地域づくりの基礎として「福祉教育」の強化を目指しました。</p> <p>《重点活動》福祉サービス利用者等の支援／福祉教育／身近な場（地区）での活動拠点の整備 など</p>
第3次 （平成18年度～22年度）	<p>《背景》高齢分野に続き、障害分野も自己選択、契約制度へと移行。行財政改革の進展とともに生活基盤の不安定感、課題の複雑困難化が目立ち、課題解決における地域への期待、連携の必要性が一層高まりました。</p> <p>また茅ヶ崎市が「地域福祉計画」を策定し、その推進を始めました。</p> <p>《主な視点》「第2次計画までの取り組みを整理し、課題を反映すること」、「制度のはざ間への支援」、「市の地域福祉計画との連携・協力関係」などが推進のポイントになりました。さらに、計画そのものの「わかりやすさ（住民と共有する活動指針として）」を重視し、身近な場である地区を中心とした具体的活動モデルを示しました。</p> <p>《重点活動》ミニデイ・サロン活動の開催促進／地区ボランティアセンターの設置促進／地区での担い手育成 など</p>

現在進行中の第3次計画では、市が平成17年3月に策定した「茅ヶ崎市地域福祉計画」との連携がポイントの1つで、「茅ヶ崎市の地域福祉推進」という共通目標を持つ市・市社協の両計画が、互いの特徴を活かした協力関係を強化して取り組みを進めているところです。

その中でも特に、身近な場で支えあう力を高める仕組みづくりを重視し、各地区の拠点となる「地区ボランティアセンターの設置促進」と、その拠点や活動を支え、活用していく「担い手の育成」に重点的に取り組んでいます。

なお、第3次の計画期間は平成22年度までとなっており、先に見直しに入っている行政計画の動向を踏まえながら、第4次に向けた改定作業を進めています。

## 地区社会福祉協議会の進展

### 創生期（昭和63年度まで）

昭和56年の国際障害者年を契機として、ノーマライゼーション（高齢者や障害者などすべての人が一緒に暮らす福祉社会）の理念がうたわれました。国においては、在宅福祉を重視し、その具体策として、地域福祉計画の策定の提言や地域福祉の実施の運営体制の整備が提言されました。こうした背景から、地域の住民自身がよりよい福祉生活を営むためには、地域住民の協力・自主的な活動が必要となり、全国各地で地区社会福祉協議会（以下「地区社協」）が作られました。

当市においても、地区社協の設置について検討が進められ、昭和55年に旧小和田地区社協（小和田地区、松浪地区、浜須賀地区）が設立されました。しかし、昭和56年に自治会連合会が11地区に分割されたことにより、同様に3地区に分かれることとして解散し、同年、松浪地区社協が発足しました。それを皮切りに、各地区で順次地区社協づくりが進められ、昭和61年の湘北地区社協の発足により、全地区に結成をみることができました。

各地区社協では、地域に根ざした活動として、福祉まつりや独居老人昼食会・老人と子どもの集いなど、さまざまな事業が展開されていきました。

各地区でつくられた地区社協が、相互の福祉活動に関する連絡調整・情報交換を進めること、また、市社協と協力を密にして地区住民の福祉の向上を図ることを目的として、昭和59年12月3日に茅ヶ崎市地区社会福祉協議会連絡協議会（以下「地区社協連絡協」）が設立されました。

当初は、地区社協の共通課題として、地区の住民に地区社協を周知するため、広報づくり実務者講習会を開催しました。また、昭和61年度は、地区社協とは何かを役員が十分理解するために、講座の開催を重点的に行いました。

### 成長期（平成元年度～平成10年度）

平成になると少子高齢社会も一層進行し、国の施策としてゴールドプラン（高齢者）、エンゼルプラン（児童）、障害者プランが策定されました。また、高齢者介護の問題を社会全体で対応するべく、介護保険制度が検討されてまいりました。

地区社協としては、創生期からの事業の充実をはじめ、ミニデイサービスなど新規事業や高齢者問題（独居老人の安否確認など）にも積極的に取り組み、在宅老人等給食サービスが開始されました。また、地区社協連絡協としては、事例発表や視察研修を積極的に行い、研修内容も創生期の「どのように知ってもらうか」という広報啓発活動の内容から「どのように活動していくか」という内容が中心となりました。

例をあげると、平成2年度は「地区福祉活動計画のたて方について」、平成7年度は「これからの地区活動と社協の役割」をテーマとして研修会を実施しました。

### 転換期（平成11年度以降）

平成12年の「社会福祉基礎構造改革」により、個人の自立を支援する利用者本位の仕組みが重視され、個人が選択していくという福祉の利権性を確立していくことが掲げられています。おりしも同年4月介護保険制度がスタートし、また、平成15年4月からは障害者支援費制度が導入され、高齢者や障害者の福祉サービス制度が一変されましたが、一方では、介護保険制度や障害者支援費制度の「すきま」をうめるといったボランティア支援に

よる拠点の整備の必要性が生じてきました。

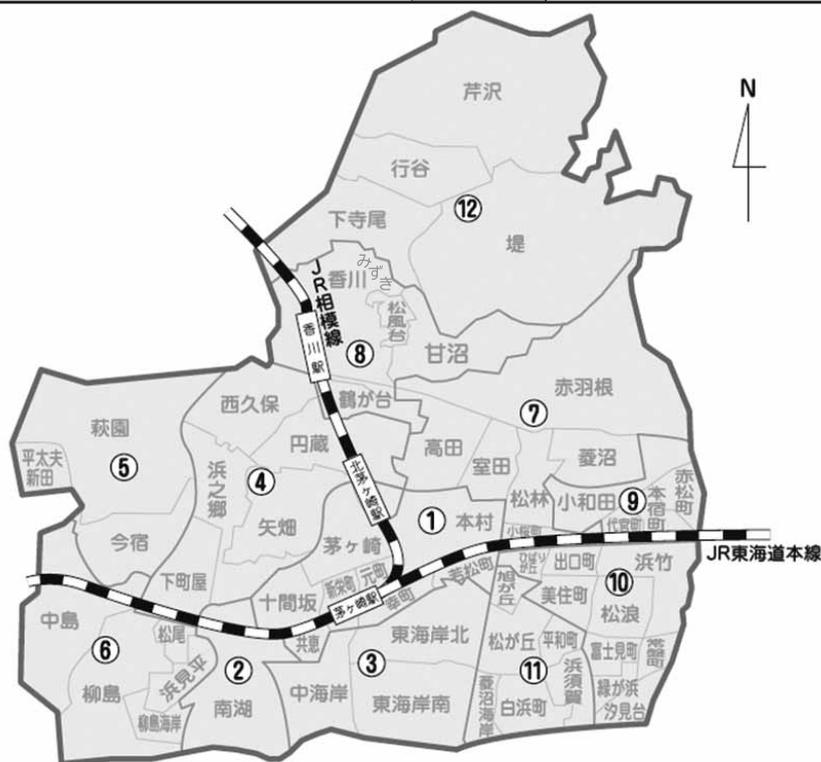
また、改正された社会福祉法では、社会福祉協議会が「地域福祉を推進することを目的とした団体である」と明記されるなど、今までにない変革を受け、社協の活動がより注目される時代となりました。

このような中で、地区社協及び地区社協連絡協としては、平成15年度より、一人暮らし高齢者や高齢者世帯などが地域で孤立することのないよう、必要とする福祉ニーズに応え、地域住民の生活を地域で支えようとするために、ボランティア地域介護支援事業に取り組むことになりました。この事業は、各地区でボランティアを育成し、住民相互に助け合う仕組みをつくるもので、介護保険制度や障害者支援費制度の「すきま」をうめる事業として、地域福祉を推進する上で欠かせないものです。平成15年度に浜須賀、湘北の2地区で、翌年度には松浪地区で地区ボランティアセンターが開設されました。平成20年に小和田地区に開設されるまで期間があきましたが、鶴嶺西地区、松林地区、小出地区にも開設されました。将来的には全地区に拠点が整備されることを目標に、事業を推進しています。

### 茅ヶ崎市の地区社協

茅ヶ崎市には12の地区社協があります。この地区割りは、概ね中学校区程度の範囲で、自治会連合会と同じ範囲となっています。

地区名	町名	地区名	町名
①茅ヶ崎	本村・茅ヶ崎・幸町・若松町・元町・新栄町・共恵・十間坂 ※矢畑・浜之郷の一部含む	⑦松林	菱沼・小桜町・松林・小和田・室田・赤羽根・高田
②南湖	南湖	⑧湘北	甘沼・香川・松風台・鶴が台・みずき
③海岸	東海岸北・東海岸南・中海岸 ※共恵の一部含む	⑨小和田	小和田・小桜町・代官町・菱沼・本宿町・赤松町
④鶴嶺東	円蔵・矢畑・西久保・下町屋・浜之郷	⑩松浪	浜竹・松浪・富士見町・常盤町・緑が浜・汐見台・出口町・ひばりが丘・美住町
⑤鶴嶺西	萩園・今宿・平太夫新田	⑪浜須賀	平和町・松が丘・菱沼海岸・白浜町・旭が丘・浜須賀・ひばりが丘
⑥湘南	柳島・柳島海岸・中島・松尾・浜見平 ※今宿の一部含む	⑫小出	行谷・芹沢・堤・下寺尾



## 地域の福祉向上をめざして



茅ヶ崎市地区社会福祉協議会連絡協議会  
会長 溝口 優子

茅ヶ崎市社会福祉協議会法人化30周年、おめでとうございます。

茅ヶ崎市の地域福祉増進と向上をめざして昭和54年2月に社会福祉法人となられてから今日まで、着実に歩みを進め、数々の成果をあげてこられましたことに敬意を表すとともに、私達地区社協としても喜びを共にしたいと思います。

市社協の御努力とともに地域福祉の重要性が認識され、市社協の指導と援助を受けながら茅ヶ崎市内12地区に地区社会福祉協議会が設立されて現在に至っています。

今、茅ヶ崎市の人口は約23万4千人、65歳以上の高齢者は20%に達しようとしています。少子・高齢化と核家族化の進行、介護保険法の見直しと障害者自立支援法や後期高齢者医療制度の実施、そして全国的な不況の進行など、私達を取り巻く社会環境の変化と共に、福祉ニーズも大きくなっています。

こうした状況の中で、高齢者、障害をもった方、子どもの問題も含めて、市民の方から寄せられる要望も多岐に亘っています。

「住み慣れたまちで、安心して人間らしく、いきいきと暮りたい。」という市民の願いに応えていくことが、私達地域福祉の関る者に与えられた課題です。

茅ヶ崎市社会福祉協議会は、この要望に応えるべく"第3次茅ヶ崎市地域福祉活動計画"に取り組まれています。私達12地区の地区社会福祉協議会も又、地域住民に最も近いところで活動するものとして、この活動計画をすすめてゆく必要があります。

市や市社協の協力を得ながら、地域福祉の拠点づくり、地区内の諸団体や住民の方々との協力による福祉ネットワーク活動など、人々の地域の特性を生かした活動を進めながら、茅ヶ崎市の福祉向上に向けて歩みたいと願っています。

今後とも皆様の御協力と御指導をお願いいたします。

## ボランティア活動の振興

### ボランティア育成

任意団体として昭和26年に設立した市社協も、まだ限られた住民を対象とした活動となっていたため、「社協」の存在を市民に知ってもらうための積極的な働きかけが必要でした。

昭和38年に全国社会福祉協議会、中央共同募金会より、「ボランティア・ビューロー」の運営と育成について共同通知が出され、昭和39年12月には市社協にも「社会福祉協力センター（後の善意銀行）」が設置され、金品、善意を受取り、必要としている人たちへつなぐ窓口として住民への呼びかけが始まりました。

昭和39年の浜見平団地建設により急激な人口増により都市化が進む中、障害者、高齢者、児童等福祉の手助けを必要とする人たちへの援護に向け、行政の役割として各種相談員、ホームヘルプサービス等が設置され、これに併せて民間の役割として昭和43年より市社協がボランティア育成に向けて動き出しました。

具体的な内容としては、福祉講座の開講、ボランティアのつどい、福祉展の開催、パンフレット作成、小冊子の作成配布等でしたが、反応があったのは子育てが一段落した主婦層が殆どでした。

こういった状況の中、将来の展望として、より福祉の理解を深め、活動を展開していくためには、子育て中の母親層を通し、より日常の生活の中で「福祉の目」を培うべきであるという考えから、学習グループ、モニター等への若い主婦層への積極的な参加の呼びかけと、市、市社協独自にボランティア育成費を予算化し、重点事業としてボランティア育成に取り組みました。

昭和54年からは、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るため、育成支援事業（団体等助成）を行っています。

### ボランティアコーディネーター設置

ボランティア活動の活発化につれて、その援助、連絡調整を円滑にする上で、県の補助を受け、昭和54年の市社協法人化に伴い、臨時職員としてボランティアコーディネーターを雇用し、2人制で月曜日から金曜日の10時～16時の交替勤務でスタートしました。

コーディネーターの人選にあたっては、福祉の問題も他人事ではなく、みんなの問題として取り上げ考えていく段階に入り、社会教育分野へのアプローチとして、その分野で活躍中の人材と、「声の広報作り」のグループ作りに取り組んでいるボランティアの2人が選出され、定着していきました。

### ボランティア連絡会

昭和39年に発足した「社会福祉協力センター」（現在のボランティアセンター）の活動の中で、ボランティア登録、紹介の事業を進め、ボランティア向けの各種講座を開催する中で、昭和55年には個人ボランティア及び13のボランティアグループが活動を展開し、「地域福祉」を行政との役割分担の中で担ってきました。

ボランティアが育ち、多くの活動が活発化してくるのに従い、活動に対する疑問、ニーズの多様化等々、ボランティアが育つ中での前向きな悩みが出始めて、その解決の場とし

て交流の場が必要とされ始めてきました。

こういったボランティアからの声と、市社協の将来展望の中で、今後社協に期待されるものが益々増加していきだろうと予測されたことも踏まえ、自主組織として自立できるような働きかけが必要ではないかとの判断により、連絡会発足に向けての働きかけを行いました。2年余りの話し合いを経て、毎月第1水曜日を「ボランティアの日」と定め、事務局の一部屋を交流の場に開放しました。また、他市の研修を経て、グループから4人、個人の中から4人の計8人を世話人とし、代表者に桂 誉子氏を選任、昭和55年10月「茅ヶ崎ボランティア連絡会」が発足しました。

連絡会として、より多くの参加者への呼びかけのため、ボランティア情報提供の場として「ボランティア便り」を毎月発行することを決め、社協としては将来的には連絡調整（コーディネーター）役も含めて、ボランティアの拠点としての発展を願いました。

以後、「ボランティア大学」「ボランティアまつり福祉バザー」を社協と共催で開催するなど、茅ヶ崎市のボランティア活動の振興に重要な役割を担っています。

## ボランティア情報の提供

ボランティア相談活動が活発になるのに伴い、より効果的なボランティア情報の提供が求められてきました。

昭和59年よりボランティア活動への啓発、活動に役立つ情報の提供、活動の場の発掘等を継続的に行うことを目的とし、冊子「ボランティア活動のしおり」の発行を開始しました。以後2年に一度ずつ改訂作業を行いながら現在に至るまで発行を続け、より豊富な情報を盛り込んだものとなっています。

また、相談によって把握されたニーズを住民に広く周知し、理解を促進すると共にボランティアによる支援を呼びかける事を目的に、昭和6年度よりボランティア情報紙「OPEN THE DOOR」の発行を開始しました。以後毎月1回のペースで発行を続け、市内公共機関や個人登録ボランティア等への幅広い情報提供を行っています。

また、平成16年度より、ボランティアセンター事業の紹介等を行うことを目的に「ボランティアセンターだより」を発行しています。

## 近年の動向

ボランティア基礎講座、中堅講座、技術を要するボランティア活動の講座等開催してきたものを、平成元年度より統合し、ボランティアの発掘とボランティア活動の理解を深めるため、初心者を対象に茅ヶ崎ボランティア連絡会と共催で「ボランティア大学」として開催しました。以来20年以上にわたり、毎年100名近い参加者を得て、ボランティアの養成に大きな役割を果たしています。

また、平成2年度から「青少年ボランティア講座」（後のユースボランティア茅ヶ崎）を開始し、平成5年度には、時代のニーズに合わせて福祉教育を開始しました。地域に向いて講座を開催し、幅広い年齢層の地域住



ボランティア大学

民の福祉に対する理解を深めると共に、ボランティア理念の普及啓発を図っています。平成21年度には関係団体の協力を得ながら「福祉教育プログラム集」を作成・発行しました。

平成7年度より心に病を持つ人の生活のしづらさを理解し、地域で支えあえるボランティアの育成を目的に関係機関で精神保健ボランティア推進委員会を組織し、精神保健ボランティア講座を企画し、開催しています。この講座の開催により、精神保健ボランティアグループや多くの精神保健ボランティアが育ちました。また平成15年度より、講座修了生が「茅ヶ崎・寒川精神保健関連施設マップ」の作成を担い、市社協が費用負担を行う形で発行を行っています。

また平成10年度よりボランティアセンター運営委員会を開催し、より活発なボランティアセンター運営に向けての意見交換を行っています。

平成13年度から「夏休みおやこ手話教室」の開催、平成15年度より神奈川県青少年協会・NPOサポートちがさきとの共催により「ユースボランティア茅ヶ崎」の開催、平成18年度には行政と協働で「茅ヶ崎市災害ボランティアセンター運営マニュアル」を作成しました。平成19年度からは災害ボランティアセンター設置訓練の開催、その他ボランティアフォローアップ講座や男性向けボランティア講座、送迎ボランティア入門講座等、時代のニーズに合わせたボランティア養成講座等を開催しながらより活発なボランティア活動の振興を図っています。



夏休みおやこ手話教室



ユースボランティア茅ヶ崎



災害ボランティア研修会

## 茅ヶ崎市社会福祉協議会法人化30周年を祝して



茅ヶ崎市ボランティア連絡会  
会長 北村 紀子

茅ヶ崎市社会福祉協議会法人化30周年を心よりお祝い申し上げます。

ボランティア連絡会の活動を顧みます時、常に市社協から強い支援をいただいている事に、心より感謝申し上げます。

昭和55年に市社協の御指導を受け、当時およそ12の福祉関係のボランティア団体をお互いに連携させ更に活動を推進させる為のボランティア連絡会を発足する事が出来ました。昭和57年からは、市社協主催の各種講座に、また同58年には地区別での民生委員とボランティアとの交流会に参加させていただき、関係団体とのお互いの活動を理解し合うことが出来ました。平成元年ボランティア大学が開講されましたが、この活動にボラ連（ボランティア連絡会）は市社協に協力させていただき、現在迄沢山の市民の方が受講され、お陰様で私たちボランティアの仲間が増え各地域へと活動が広がっていきました。ボラ連の標語「たんぽぽの綿毛の様に、もっとボランティア」を实践する為の会報誌「ボランティアだより」は、市社協の厚い助成の元、他市のボランティア連絡会や協議会がうらやましがめる様な会報誌を発行する事が出来ております。この会報誌は、会員のみならず関係各機関に配布し、活動の理解と広報に大いに役立っています。

平成9年には、介護保険法も制定され、福祉分野の重要性に対する理解が進んできました。市社協主催の理事会、評議員会、地域福祉活動計画推進委員会等に参加させていただく様になり、福祉に携さわるボランティアの意見を吸い上げていただいています。

ボラ連は発足翌年よりボランティアまつり福祉バザーを開いてきましたが、平成19年に市社協主催の福祉大会と同時開催をというお話を頂き、文化会館1階に場所を移して開催する事になり、より広く皆様に知られる様になりました。

“市社協の活動は、地域福祉活動を推進していく上で、黒子の様な役廻りが理想”という職員のお言葉に深く感銘を受けております。住み慣れた地域で安心して暮らせる様に、地域と密着した活動が増々広がります様に地域福祉の分野では無くてはならない存在としての茅ヶ崎市社会福祉協議会のより一層の御活躍と御発展をお祈り申し上げます。

## 歴代の会長・常務理事・事務局長

年		会 長	常務理事	事務局長
昭和	5 4	榎木 一策 (2月1日)	鈴木 登 (2月1日) 加藤 藤吉 (7月1日)	宮代 茂 (行政兼務)
	5 5		↓	坂巻 満夫 (4月1日)
	5 6		内藤 進 (4月1日)	↓
	5 7	↓	鈴木 博 (11月1日)	↓
	5 8	根本 康明 (5月31日)		戸倉 正 (4月1日)
	5 9		↓	
	6 0		↓	
	6 1		和田 保彦 (4月1日)	
	6 2		↓	
	6 3		石井 昭 (4月1日)	
平成	元		加藤 藤吉 (2月1日)	
	2	↓	↓	↓
	3	鈴木 孫文 (4月1日)	鈴木 博 (4月1日)	久保 嘉昭 (4月1日)
	4		↓	↓
	5		鈴木 洋邦 (4月1日)	↓
	6		↓	森 淳 (4月1日)
	7		↓	↓
	8		小島 欣哉 (4月1日)	↓
	9		↓	中戸川 正博 (4月1日)
	1 0		↓	↓
	1 1		↓	↓
	1 2	↓	↓	↓
	1 3	青木 三郎 (2月1日)	安池 直治 (4月1日)	久保田 義男 (4月1日)
	1 4	↓	↓	伊藤 嘉人 (4月1日)
	1 5	石井 昭 (2月1日)	天野 清貢 (10月1日)	石黒 義孝 (4月1日)
	1 6		↓	↓
	1 7		守屋 達雄 (4月1日)	↓
	1 8		↓	小澤 稔 (4月1日)
	1 9		小澤 稔 (4月1日)	佐藤 和親 (4月1日)
	2 0		↓	↓
	2 1	↓	佐藤 和親 (4月1日)	片岡 俊彦 (4月1日)

## 年 表

年度	市社協の主なあゆみ	国の主な動き	
昭和	21	・旧生活保護法制定	
	22	・児童福祉法制定 ・共同募金スタート	
	23	・民生委員法制定	
	24	・身体障害者福祉法制定	
	25	・新生活保護法制定 ・精神衛生法制定	
	26	・市民参加による民間の自主的な団体として発足（4月）	・社会福祉事業法制定 ・児童憲章制定 ・歳末たすけあい募金開始
	27		・日本赤十字法制定 ・母子福祉資金の貸付等に関する法律制定
	28		・社会福祉事業振興会法制定
	29		・厚生年金保険法制定
	30	・世帯更生資金貸付（後に生活福祉資金貸付）事業開始（神奈川県社会福祉協議会委託事業）	・世帯更生資金貸付制度要綱を通達 ・全国身体障害者実態調査を実施
	31		・経済白書「もはや戦後ではない」
	32		・全国社会福祉協議会が市町村社協当面の活動方針を策定
	33		・国民皆保険法制定
	34		・国民年金法制定
	35		・精神薄弱者福祉法制定 ・身体障害者雇用促進法制定
	36	・青少年健全育成に取り組む	・児童扶養手当法制定
	37	・老人クラブ、母親クラブ育成に取り組む	・社会保障制度の推進に関する勧告
	38		・老人福祉法制定（老人家庭奉仕員の法制化）
	39	・社会福祉協力センター発足（後に善意銀行） ・巡回心配ごと相談室開設（昭和56年度廃止） ・社協活動紹介パンフレット作成配布 ・長欠児童等問題児指導強化のため学校との連絡会開催	・母子及び寡婦福祉法制定
	40	・福祉ダヨリ創刊号発行 ・民間施設保母に夏、冬慰労金支給 ・役員研修開始 ・ボランティア育成、PR看板作成	・母子保健法制定
	41		・市町村社協福祉活動専門員設置
	42	・会則の制定 主な事業開始  ・社会福祉に関する調査研究 ・民生委員児童委員、保護司等社会福祉奉仕者の連絡並び育成指導 ・社会福祉施設の連絡並びに育成 ・社会福祉団体との連絡並びに育成 ・法外援護事業の実施 ・社会福祉事業に対する啓発宣伝 ・共同募金運動の実施並びに協力 ・その他目的達成に必要な事業 ・地区社協育成 ・福祉展開開始	・重症心身障害児対策5カ年計画
	43	・ねたきり老人調査実施 ・共同募金が特別会計となる	・国立心身障害者コロニー建設起工 ・全国社会福祉協議会が居宅寝たきり老人実態調査
	44		

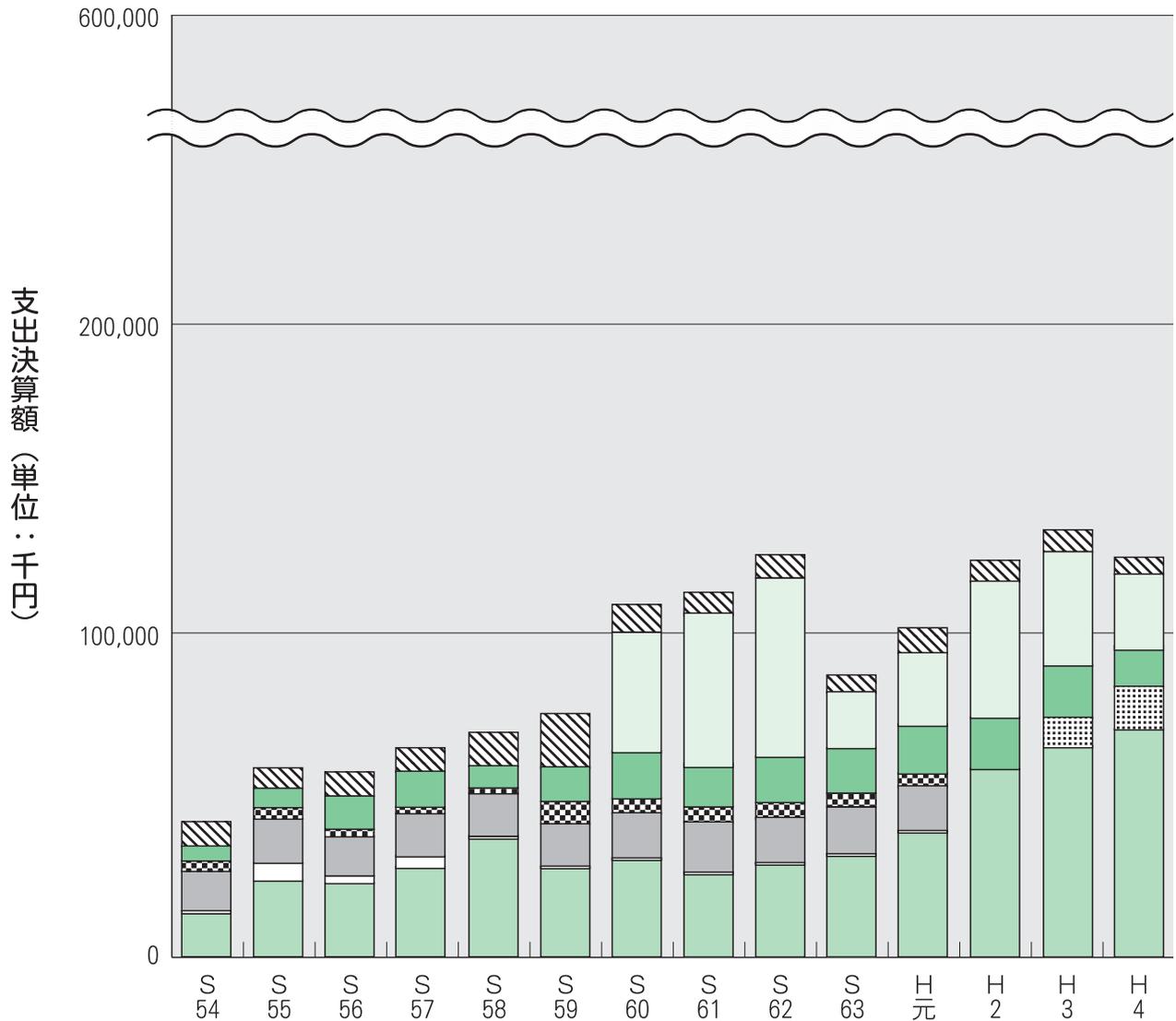
年度	市社協の主なあゆみ	国の主な動き	
昭和	45	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア講座開始（毎月1回）</li> <li>ボランティアグループ誕生</li> <li>子供のあそび調査実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉施設緊急整備5カ年計画の策定（昭和46～50年度）</li> <li>心身障害者対策基本法制定</li> </ul>
	46	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉写真募集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童手当法制定</li> </ul>
	47	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉作文募集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人福祉法改正（老人医療費無料化）</li> </ul>
	48	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉カルタ募集</li> <li>老人ホーム入居老人に誕生祝金支給開始</li> <li>丈夫な子供を育てる運動調査実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>奉仕銀行の運営について通知</li> <li>奉仕銀行助成費の国庫補助について通知（国庫補助事業開始）</li> <li>第1次オイルショック</li> </ul>
	49	<ul style="list-style-type: none"> <li>点訳、手話講習開始</li> <li>独り暮らし老人調査実施</li> <li>子供の下校後の生活実態調査実施</li> <li>ボランティア向けパンフレット作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用保険法制定</li> </ul>
	50	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアのつどい開始</li> <li>老人趣味の講座開講</li> <li>寄附金呼びかけのため「愛の貯金」運動推進及び貯金箱作成配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者の権利宣言（国連）</li> </ul>
	51	<ul style="list-style-type: none"> <li>市庁舎北側有料駐車場事業開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法改正</li> </ul>
	52	<ul style="list-style-type: none"> <li>マッサージ治療補助券交付事業開始</li> <li>「婦人とボランティア」PR冊子作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国社会福祉協議会の在宅福祉サービス研究委員会が在宅サービスの提言</li> </ul>
	53	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉のつどい開始</li> <li>福祉モニター開始</li> <li>婦人の社会福祉意識調査実施</li> <li>地区活動推進にむけて各地区に研修会実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>寝たきり老人のショートステイ開設</li> </ul>
	54	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人設立登記（2月） 会長 榎木 一策（茅ヶ崎市長） 事務所 茅ヶ崎市茅ヶ崎2340（市役所内）</li> <li>善意銀行の運営事業開始</li> <li>小口貸付資金の貸付事業開始</li> <li>地区社協問題研究会開始（先進地区社協視察研修）</li> <li>コーディネーター配置</li> <li>緊急援護資金貸付制度開始</li> <li>福祉学習グループ開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際児童年</li> <li>第2次オイルショック</li> </ul>
	55	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務所移転 茅ヶ崎市十間坂1-4-8</li> <li>ボランティア連絡会発足</li> <li>茅ヶ崎市社会福祉大会開始</li> <li>民生児童委員とボランティアの話し合いを各地区開催</li> <li>広報紙「社協ちがさき」発行</li> <li>ボランティア体験学習開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国社会福祉協議会第1回社会福祉協議会全国大会開催</li> </ul>
	56	<ul style="list-style-type: none"> <li>松浪地区社協発足</li> <li>障害福祉推進委員会発足</li> <li>総合企画委員会発足</li> <li>ボランティア、障害者、老人、民生委員児童委員、一般市民等対象別研修開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子福祉法改正（母子及び寡婦福祉法に改称）</li> <li>国際障害者年（国連）</li> </ul>
	57	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人センター管理受託開始（平成16年度まで）</li> <li>ハンディキャップ運行事業受託開始</li> <li>車椅子貸出開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者対策に関する長期計画</li> <li>老人保健法制定（老人医療費無料化の見直し）</li> </ul>
	58	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務所移転 茅ヶ崎市新栄町13-44 会長変更 根本 康明（茅ヶ崎市長）</li> <li>社会福祉協議会のあゆみ発行（年1回）</li> <li>茅ヶ崎地区社協発足</li> <li>松林地区社協発足</li> <li>小和田地区社協発足</li> <li>海岸地区社協発足</li> <li>湘南地区社協発足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村社協法制化</li> <li>国連障害者の十年</li> </ul>
59	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区社協連絡協議会発足</li> <li>鶴嶺地区社協発足</li> <li>南湖地区社協発足</li> <li>ボランティア活動のしおり作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険法改正（本人9割給付、退職者医療制度）</li> </ul>	
60	<ul style="list-style-type: none"> <li>浜須賀地区社協発足</li> <li>小出地区社協発足</li> <li>社会福祉基金開始</li> <li>介護講座開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金制度改正（基礎年金導入等）</li> </ul>	

年度	市社協の主なあゆみ	国の主な動き	
昭和	61	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湘北地区社協発足</li> <li>・夏休みボランティアスクール開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人保健法改正（老人保健施設創設）</li> </ul>
	62		<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉士及び介護福祉士制定</li> <li>・精神衛生法改正（人権擁護と社会復帰、精神保健法に改称）</li> <li>・身体障害者雇用促進法改正（障害者の雇用の促進等に関する法律に改称）</li> </ul>
	63		
平成	元	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア大学開講</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者保健福祉推進10ヶ年戦略（ゴールドプラン）の策定</li> </ul>
	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年ボランティア講座（後にユースボランティア茅ヶ崎）開始</li> <li>・介護者のつどい開始</li> <li>・給食サービス事業検討委員会設置</li> <li>・床ずれ防止マット貸出開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉法等福祉関係八法改正</li> </ul>
	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長変更 鈴木 孫文</li> <li>・在宅老人等給食サービス事業受託開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人保健法改正（老人訪問看護制度）</li> </ul>
	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームヘルプサービス事業の受託開始（平成13年度まで）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉人材確保法</li> </ul>
	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉教育の推進、出前講座開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心身障害者対策基本法改正（障害者基本法に改称、障害者の自立とあらゆる活動への参加促進）</li> </ul>
	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茅ヶ崎市ともしび運動推進委員会、市社協共催事業開始</li> <li>・親子映画会開催（年1回）</li> <li>・障害者の日街頭キャンペーン開催開始（年1回）</li> <li>・ボランティア情報紙「OPEN THE DOOR」発行開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21世紀福祉ビジョン</li> <li>・新ゴールドプランの策定（平成7～11年度）</li> <li>・エンゼルプランの策定</li> </ul>
	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1次茅ヶ崎市地域福祉活動計画策定（計画期間：平成8～12年度）</li> <li>・鶴嶺地区社協⇒鶴嶺東地区社協と鶴嶺西地区社協に分離</li> <li>・精神保健ボランティア講座開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢社会対策基本法制定</li> <li>・精神保健法改正（精神障害者保健福祉手帳制度の創設、改称）</li> <li>・障害者プランの策定（平成8～14年度）</li> <li>・阪神淡路大震災</li> </ul>
	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミニデイサービス事業開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険制度案大綱</li> </ul>
	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人神奈川県共同募金会茅ヶ崎市支会事務局受託開始</li> <li>・全国社会福祉協議会より「優良社会福祉協議会」受賞</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障構造改革</li> <li>・介護保険法制定</li> <li>・精神保健福祉士法制定</li> <li>・児童福祉法改正（保育制度改正）</li> </ul>
	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアまつり、福祉バザー 事業（ボランティア連絡会との共催）開始</li> <li>・善意銀行からボランティアセンター名称変更</li> <li>・鶴嶺東地区福祉センター設置（平成16年度まで）</li> <li>・県社協「ふれあいのまちづくり事業」の指定（平成14年度まで）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定非営利活動促進法制定（NPO法）</li> </ul>
	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茅ヶ崎あんしんセンターの開設（地域福祉権利擁護事業）</li> <li>・徘徊高齢者のためのSOSネットワーク事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方分権一括法</li> <li>・介護休業制度義務化、介護休業給付開始</li> <li>・ゴールドプラン21の策定（平成12～16年度）</li> <li>・「精神薄弱」を「知的障害」に改称</li> <li>・精神保健福祉法改正（在宅福祉事業にホームヘルプ・ショートステイを追加）</li> <li>・新エンゼルプランの策定（平成12～16年度）</li> </ul>
	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次茅ヶ崎市地域福祉活動計画策定（計画期間：平成13～17年度）</li> <li>・老人介護支援センター（基幹型在宅介護支援センター）事業の受託開始（平成17年度まで）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉基礎構造改革（社会福祉事業法等の改正、利用者の立場に立った社会福祉制度の構築、社会福祉法に改称）</li> <li>・成年後見制度の創設</li> <li>・介護保険法施行</li> <li>・交通バリアフリー法制定</li> <li>・児童虐待防止法制定</li> <li>・児童手当法改正</li> <li>・老人保健法改正</li> </ul>
	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長変更 青木 三郎</li> <li>・在宅老人等給食サービス事業の配食方法変更（配食協力員⇒配食事業者）</li> <li>・夏休み親子手話教室開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV防止法制定</li> <li>・厚生省と労働省を統合し「厚生労働省」誕生</li> </ul>
	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員出向終了に伴う専任職員化</li> <li>・障害者生活支援センター事業受託開始</li> <li>・難病疾患ホームヘルプサービス事業受託開始</li> <li>・軽度生活援助サービス事業受託開始</li> <li>・ボランティア地域介護支援事業受託開始（平成18年度まで）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームレス自立支援特別措置法制定</li> <li>・身体障害者補助犬法制定</li> <li>・障害者基本計画の策定（平成15～24年度）</li> <li>・新障害者プランの策定（平成15～19年度）</li> </ul>

年度		市社協の主なあゆみ	国の主な動き
平成	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長変更 石井 昭</li> <li>・サポートはますか（地区VC）開所</li> <li>・湘北ボランティアセンター（地区VC）開所</li> <li>・障害者ホームヘルプ、ガイドヘルプ事業（支援費制度）開始（平成17年度まで）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化対策基本法制定</li> <li>・次世代育成支援対策推進法制定</li> <li>・児童福祉法改正（子育て支援事業の法定化）</li> <li>・障害者支援費制度開始</li> </ul>
	16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事・監事及び評議員の定数等見直し検討</li> <li>・まつなみボランティアセンター（地区VC）開所</li> <li>・ホームページ開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別障害給付金支給法制定</li> <li>・発達障害者支援法制定</li> <li>・児童虐待防止法改正</li> <li>・児童福祉法改正</li> <li>・子ども・子育て応援プランの策定（平成17～21年度）</li> </ul>
	17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次茅ヶ崎市地域福祉活動計画の策定（計画期間：平成18～22年度）</li> <li>・会員及び会費等見直し検討</li> <li>・老人福祉センター管理運営事業（指定管理者）受任開始（平成20年度まで）</li> <li>・福祉有償運送事業開始</li> <li>・「こんにちは茅ヶ崎市社会福祉協議会」パンフレット発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法等の改正</li> <li>・高齢者虐待防止法制定</li> <li>・障害者自立支援法制定</li> </ul>
	18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者ホームヘルプ事業（自立支援制度）開始</li> <li>・指定相談支援事業⇒障害者生活支援センターで開始</li> <li>・地域福祉の担い手育成推進委員会開始</li> <li>・ボランティア入門講座開始</li> <li>・介護予防事業「転倒予防教室」開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者自立支援法施行</li> <li>・バリアフリー新法制定（ハートビル法と交通バリアフリー法を統合）</li> </ul>
	19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉活動支援事業受託開始</li> <li>・認知症サポーター養成講座開始</li> <li>・介護予防事業「生きがい友の会」開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重点施策実施5カ年計画の策定（平成20年～24年度）</li> <li>・社会福祉士及び介護福祉士法改正</li> </ul>
	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みんなのこわだ（地区VC）開所</li> <li>・つるみね西ボランティアセンター（地区VC）開所</li> <li>・ふれあい支えあい松林サポートセンター（地区VC）開所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護従事者の人材確保法制定</li> <li>・厚生労働省「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」</li> <li>・地域福祉活性化国庫補助事業</li> <li>・社会福祉推進費国庫補助事業</li> <li>・後期高齢者医療制度開始</li> </ul>

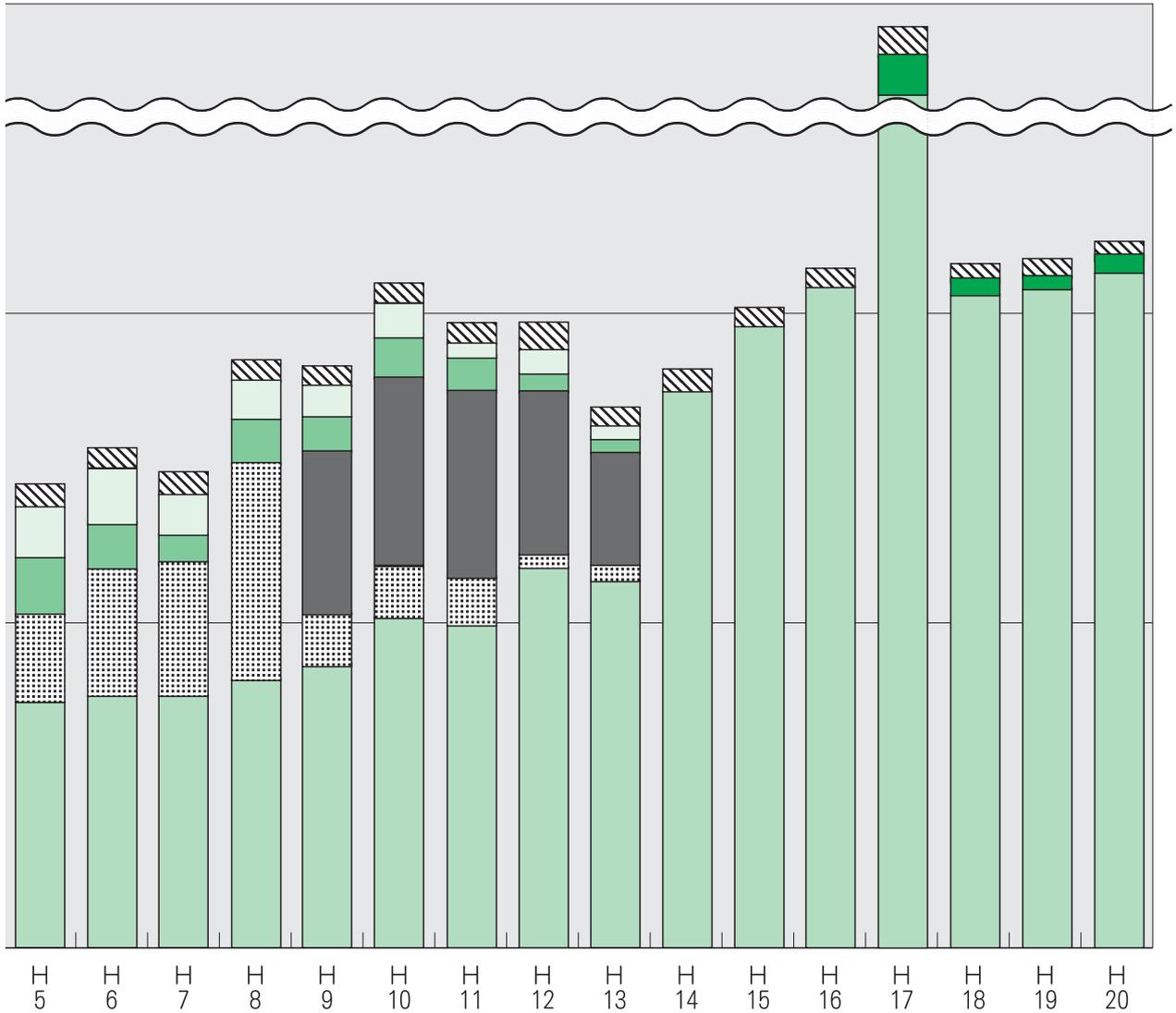
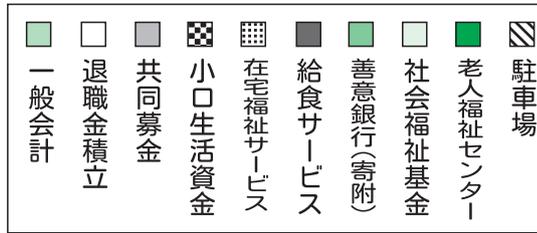
(注) VC：ボランティアセンター

支出決算額の推移



年度	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4
一般会計	15,711	25,989	25,937	29,738	39,391	29,308	33,646	27,222	31,239	34,764	41,148	61,963	68,177	73,246
退職金積立	372	5,002	1,520	2,547	1,148	576	265	622	372	273	169			
共同募金	12,111	14,132	13,951	15,132	12,092	13,143	13,452	15,717	14,656	13,823	15,223			
小口生活資金	1,861	1,998	1,468	1,114	2,175	6,698	4,510	5,662	5,173	4,795	2,885			
在宅福祉サービス													9,125	13,792
給食サービス														
善意銀行(寄附)	7,095	6,400	9,390	11,581	5,844	11,743	15,468	12,617	14,201	14,748	15,631	15,111	16,368	12,637
社会福祉基金							38,100	48,250	55,042	16,832	24,114	43,541	36,561	22,639
老人福祉センター														
駐車場	4,414	5,957	6,623	6,410	12,126	16,660	6,407	5,587	5,666	5,273	6,196	6,021	6,615	4,638

支出決算額の推移



H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
79,361	80,626	81,481	86,607	92,084	105,714	104,057	121,445	117,797	177,915	199,364	211,382	552,168	207,888	210,065	214,132

平成2年度に一般会計に統合

27,795	39,966	41,485	67,494	14,674	14,579	14,045	2,735	4,217
				50,676	61,595	58,911	52,764	35,943
17,485	15,347	8,665	15,543	10,597	12,024	10,429	6,800	4,621
16,601	17,418	12,160	11,856	11,881	11,752	4,253	6,709	3,530

平成14年度に一般会計に統合

平成17年度に一般会計より特別会計へ

												5,141	5,063	5,043	6,980
7,290	6,919	7,668	5,139	5,039	4,637	6,576	6,531	5,854	4,971	3,680	3,697	3,449	3,290	3,159	3,062

(単位：千円)

## 平成20年度の事業概要

### 1 事業概要

平成20年度は、第3次茅ヶ崎市地域活動福祉計画（計画期間：平成18年度～平成22年度）の中間年度にあたり、第3次茅ヶ崎市地域福祉活動計画の14の「具体的な取り組み」をさらに推進する年度と位置づけ、特に「具体的な取り組み」の中の「重点的な取り組み」に関連する市社協事業の推進と、地区社協を中心とした地域の福祉活動の支援を重点的に実施しました。

特に、「地区ボランティアセンターの設置促進」については、地域福祉の担い手育成推進委員会の開催及び地区担当職員の地区社協への地区ボランティアセンターの運営や新規立ち上げに向けた支援を行い、新たに小和田地区・鶴嶺西地区・松林地区の3つの地区社協で地区ボランティアセンターが立ち上がりました。既存の浜須賀地区・湘北地区・松浪地区の3地区と合わせ6地区となり、12地区のうち半数の設置となりました。他の地区でも、次年度以降の立ち上げに向けた検討や準備に入った地区もありました。

また、新規事業として、第3次茅ヶ崎市地域福祉活動計画に位置付けされた「福祉を身近に感じるための講座の開催と福祉教育プログラムの開発・検討」を具体化するため、福祉教育プログラム検討委員会を設置し、学校の総合学習等で活用できる「福祉教育プログラム集」を作成しました。

### 2 寄附金・会費

#### (1) 寄附金

市民や企業からの寄附金は、社会福祉推進の各種事業に活用しました。

寄附金の使途	件数(件)	金額(円)
社会福祉一般のため	73	6,856,269
交通遺児のため	1	18,000
障害者・高齢者のため	1	800,000
合計	75	7,674,269

#### (2) 市社協会員の募集

会員募集パンフレットを作成し、市内企業にダイレクトメールで会員募集を行いました。また、協力していただいた会員名をホームページで公表しました。

会員種別	件数(件)	金額(円)
正会員	57	196,000
特別賛助会員	法人	621,000
	個人	164,000
賛助会員	法人	212,000
	個人	945,000
合計	711	2,138,000

### 3 企画・広報事業

#### (1) 広報紙発行事業

- ア 広報紙「社協ちがさき」の発行 [事業開始年度：昭和56年度]  
市社協の活動を広く市民に周知するために、市社協広報紙「社協ちがさき」を発行（全戸配布）しました。  
また、広告掲載料を広報紙発行事業の財源の一部に充てました。  
年3回（7月・11月・3月） 1回に86,000部発行
- イ 「社会福祉協議会のあゆみ」の発行 [事業開始年度：昭和57年度]  
市社協活動への理解を広めるため、平成19年度事業報告として「社会福祉協議会のあゆみ」を発行し、市社協会員や民生委員・児童委員等に配布するとともに、ホームページにも掲載しました。  
年1回 1,000部発行

#### (2) 社会福祉大会事業（第29回茅ヶ崎市社会福祉大会の開催）[事業開始年度：昭和55年度]

社会福祉への啓発を目的にしたイベント及び社会福祉に貢献した方々への表彰式典を開催しました。

参加者数：約370名 開催場所：市民文化会館小ホール

開催日	内 容
11月23日 (祝日)	第1部 式典 主催者あいさつ・感謝状贈呈・県社協表彰伝達・来賓祝辞 第2部 講演「笑い与健康」 講師：山田隆夫氏（タレント）

#### 第29回茅ヶ崎市社会福祉大会感謝者名簿（敬称略）

氏名または団体名（代表者名）	感 謝 事 由	
ボランティア香川	多年にわたり福祉活動をとおして地域福祉の推進に貢献された功績	
特定非営利活動法人 茅ヶ崎精神保健ボランティアグループ凡樹瑠		
福祉サロン海岸		
小松澤 秀次郎	多額の金員を寄附され地域福祉の推進に貢献された功績	
市民ふれあいまつり実行委員会		
湘南スウィングジャズオーケストラ		
茅ヶ崎ユース・アイライオンズクラブ		
明治大学校友会茅ヶ崎地域支部	多年にわたり理事、評議員として地域福祉の推進に貢献された功績	
上田 卓		
小澤建設工業株式会社 他145法人		多年にわたり協議会の賛助会員として、協議会の事業の進展に寄与された功績
滝口 千代 他26名		

(3) ボランティア企画広報事業

ア おやこ映画会の開催（茅ヶ崎市ともしび運動推進委員会・市社協共催事業）〔事業開始年度：平成6年度〕

親子で話し合うきっかけづくりを目的として、夏休みに親子を対象にした作品を上映しました。（開催場所：市民文化会館大ホール）

実施日	事業内容	参加者
8月16日	実在した盲導犬の一生を描いた映画「クイール」を上映しました。また、映画上映に合わせて補助犬のデモンストレーションを実施しました。	1,400名

イ ボランティアまつり「福祉バザー」の開催〔事業開始年度：平成10年度〕

茅ヶ崎ボランティア連絡会と共催で、「たんぽぽの綿毛のようにもっとボランティア」をテーマに福祉バザーを行いました。また、社会福祉の理解促進を図るため、茅ヶ崎市社会福祉大会と同時開催しました。（開催場所：市民文化会館1階展示室ほか）

実施日	内容
11月23日	バザー・アトラクション・ボランティア相談ほか

ウ ボランティア情報紙の発行〔事業開始年度：平成6年度〕

ボランティアニーズの住民への周知とボランティアによる支援を呼びかけるため、情報紙「OPEN THE DOOR」を月1回発行（1回700部）、「OPEN THE DOOR～施設編～」を季刊・年4回発行（1回800部）、「ボランティアセンターだより」を年2回発行（1回700部）し、個人登録ボランティアや市内公共施設、企業、学校、施設等へ配布しました。

また、「ボランティアセンター紹介パンフレット」を市民や講座参加者、関係機関・団体に配布しました。

(4) 障害者週間街頭キャンペーンの実施（茅ヶ崎市ともしび運動推進委員会事業）

国際障害者デーであり障害者基本法の公布日である12月3日から9日までの「障害者週間」にあたり、障害者の自立と社会参加の促進と住民の障害者への理解を深め、「ともしび運動」の更なる周知を図るため、ともしび運動推進委員会・市社協・障害者の共働により街頭キャンペーンを行いました。

実施日	実施場所	参加者	配布物品数
12月4日	イトーヨーカ堂茅ヶ崎店前、茅ヶ崎駅前	関係者58名 事務局10名	1,700点

## 4 育成支援事業

### (1) 連絡会等育成支援事業

ア 地区社協及び地区社協連絡協への助成

(ア) 地区社協の育成並びに活動費の助成、地区社協との連携を図り、地域福祉の総合的推進を目指すため助成を行いました。12地区社協へ補助金交付6,180,000円

(イ) 地区社協連絡協への活動費助成

地域住民の相互協力による福祉活動を育成するため、地区社協連絡協へ補助金100,000円を交付しました。

イ 地区社協への情報提供と活動の支援

職員の地区担当制により、各種の情報や活動ノウハウの提供、事務的な協力等を通じて各地区社協との連携を深め、地区を中心とした福祉活動の推進を支援しました。また、地区担当職員による年間310回に及ぶ地区活動への支援を行いました。

ウ 地区社協連絡協事業の実施

地区社協連絡協の事務局として、事業の企画、研修等の支援、市社協の事業運営方針等の情報提供を行いました。

会議等	三役会議（7回） 会長会議（5回） 全員協議会（1回） 会計監査（1回）	
研修等	行政との懇談会（平成20年度各課の主要事業について）	7月25日
	第1回研修会「地域福祉、地区社協活動について」 講師：豊田宗裕氏（横浜国際福祉専門学校校長）	9月8日
	事例発表会①「みんなのこわだ」について②「つるみね西ボランティアセンター」について	10月19日
	視察研修（富塚地区社会福祉協議会の活動について）	11月27日 ～28日
	第2回研修会①ネットワークづくりについて（湘北地区社協） ②人材育成について（鶴嶺東地区社協）③地区社協の運営（メンバー構成等）について（松林地区社協）	2月18日

エ 地区社協情報パネルの設置

市社協事務所廊下に各地区社協の情報パネルを設置し、各地区社協の活動について地区社協相互及び市民に対して情報提供を行いました。また、2月8日に市分庁舎コミュニティホールで開催された、地域福祉活動交流会でも情報パネルを展示しました。

### (2) 親の会等育成支援事業（当事者団体への助成）

当事者団体の自主的な福祉学習や活動の充実を図り、地域福祉の一助とするため、茅ヶ崎手をつなぐ育成会・茅ヶ崎市肢体不自由児者父母の会・茅ヶ崎市老人クラブ連合会・茅ヶ崎市母子寡婦福祉会の4団体に総額370,000円を助成しました。

### (3) ボランティアグループ等への助成事業

ボランティアグループ等の自主的な学習や活動の充実を図り、地域福祉の一助とす

るために、次のとおり助成を行いました。

区 分	内 容	金 額
ボランティアグループ助成	29団体	940,000円
当事者団体等助成	17団体	620,000円
ボランティア連絡会助成	活動費	250,000円
	広報紙発行費	300,000円
合 計		2,110,000円

## 5 調査研究事業

### (1) 地域福祉活動計画推進事業（重点事業）

第3次茅ヶ崎市地域福祉活動計画（以下「第3次活動計画」という。）の中間年度にあたり、初年度に設置した4つの事務局内検討グループで「具体的な取り組み」の進捗状況の確認や今後の取り組みについて検討しました。

事務局内検討グループでの検討結果に基づき、茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会を2回（7月18日、2月25日）開催し、「具体的な取り組み」の進捗状況の報告と今後の取り組み計画について協議しました。

また、茅ヶ崎市（保健福祉部福祉総務課）が12地区で開催した「住み慣れたまちの地域福祉を考える地区懇談会」に地区担当職員等が参加し地区の課題等をうかがいました。

### (2) 第3次活動計画の推進（重点事業）

ア 5つの「重点的な取り組み」の推進

(ア) 身近な場でのミニデイ・サロンの開催推進（詳細は「ミニデイサービス事業の進捗」44頁を参照）

見守り活動の推進や地域の高齢者等の孤独感の解消に向けて、地区社協を中心とした新規ミニデイ・サロンの立ち上げや既存ミニデイ・サロンの運営を支援しました。

(イ) 障害児を対象とした放課後教室・サマースクールの開催推進（詳細は「障害者生活支援センター事業—生活支援事業の実施」50頁を参照）

障害者生活支援センターにおいて、障害のある子どもの余暇支援・仲間づくり・体験や家族支援の場として、学校の長期休暇期間中等に各種教室やフリースペースを開催しました。

(ウ) 地域に必要な支援の担い手の育成

地区に必要な支援の担い手を育成するため、各地区でのボランティア養成講座の開催について地区担当職員が支援しました。

(エ) 地区ボランティアセンターの設置促進（詳細は「地域福祉活動支援事業」51頁を参照）

拠点としての地区ボランティアセンターの設置を促進するという観点から、(ウ)及び(エ)の2つの重点的な取り組みを関連付けて推進しました。

地区ボランティアセンター設置に向けた各地区への働きかけ及び各地区の人材育成を目指して、第2期「地域福祉の担い手育成推進委員会」を5回開催しました。

地区ボランティアセンター設置促進につきましては、新たに小和田地区、鶴嶺

西地区、松林地区の3地区の地区社協で地区ボランティアセンターが立ち上がりました。既存の3地区と合わせ6地区となり、12地区のうち半数の設置となりました。

- (ホ) 一人ひとりの困りごとを見過ごさないための総合相談窓口機能の充実  
市社協の既存の相談事業だけでは把握できない福祉ニーズや課題を職員間で共有するために、相談カードの作成を検討しました。

また、地区ボランティアセンターの福祉相談活動を支援したほか、認知症家族の会「にこにこクラブ」の認知症に関する電話相談を支援しました。

イ その他の取り組み

- (ア) 認知症サポーター養成講座の開催

第3次活動計画の具体的な取り組みである「障害や認知症への理解を深めるイベントなどの開催」を具体化するため、認知症の高齢者や家族が暮らしやすい地域づくりを目指し、認知症サポーター養成講座を茅ヶ崎市（保健福祉部高齢福祉介護課）と共催で開催しました。参加者にはサポーターの印であるオレンジリングとテキストを配布しました。

また、全国キャラバンメイト連絡協議会の「認知症サポーター養成講座のキャンペーンビデオ」撮影に協力したほか、「小・中学生向け学校教材制作委員会」に参加協力しました。

- (イ) 地区福祉マップの作成及び地区社協ホームページの開設

第3次活動計画の具体的な取り組みである「地区の福祉マップ作成に向けた取り組み」及び「インターネットを活用した情報ネットワークの仕組みづくりの推進」に関連して、松浪地区社協の地区福祉マップの作成を支援したほか、鶴嶺東地区社協がホームページを開設しました。

(3) 在宅福祉サービス研究事業

地域生活を支える在宅福祉サービスの充実を図るため、住民参加型在宅福祉サービス団体連合会（茅ヶ崎在宅ネット）を開催し、相互の連携を図りました。

開催日	内 容
5月10日	○ 講演会（NPO法人フューチャーと共催） 「これからの高齢者の社会的役割」 講師：高齢社会をよくする会 理事長 樋口恵子氏 参加者：61人
6月18日	○ 平成19年度事業報告について ○ 共催講座の報告について ○ 今後の茅ヶ崎在宅ネットの活動について ○ その他情報交換
8月1日	○ 今後の茅ヶ崎在宅ネットの活動について ○ その他情報交換について
9月9日	○ 今後の茅ヶ崎在宅ネットの活動について ○ その他情報交換について

## 6 ボランティアセンター活動事業

(1) ボランティアセンター運営事業

ア ボランティアセンター運営委員会の開催 [事業開始年度：平成10年度]

- ボランティア活動の推進及び当事者支援に関する課題等について検討するため、ボランティアセンター運営委員会を開催しました。(開催場所：市社協B会議室)
- イ ボランティア相談・コーディネートの実施  
 個人ボランティア登録者数：234名  
 ボランティア相談件数：1,526件

ボランティアコーディネート・要請件数

要請内容	単 発 依 頼			継 続 依 頼		
	依頼件数(件)	活動者数(人)	団体数	依頼件数(件)	活動者数(人)	団体数
保育	46	100	1	2	4	1
行事	100	277	5	0	0	5
外出援助	1	0	0	19	2	14
送迎	2	2	0	14	20	0
話・遊び相手等	0	0	0	25	11	8
演芸	3	0	2	0	0	2
その他	3	2	1	13	5	1
合 計	155	381	9	73	42	31

(活動者＝個人ボランティア 団体＝ボランティアグループ・団体)

(2) ボランティア講座事業

- ア ボランティアフォローアップ講座の開催

ボランティア活動に関心のある方を対象に、福祉に関する幅広い分野への関心を高め、意識の向上を図ることを目的として、様々な層からのボランティア活動への参加を促進するため、情報交換・交流会を開催しました。

受講者数：35名

開催場所：市社協B会議室

開催日	内 容
3月16日	活動分野やグループ分けによるボランティア同士の情報交換・交流

- イ ボランティア入門講座の開催 [事業開始年度：平成16年度]

開催日	内 容
12月8日	「はじめての送迎ボランティア入門講座」 ・市社協の説明 ・ボランティアセンターの説明 ・送迎ボランティア・ハンディキャブ運行事業の説明等

- ウ ボランティア大学の開催 [事業開始年度：平成元年度]

初心者を対象として、新たなボランティア活動参加者の発掘・育成と、ボランティア活動の基本的理解の促進や基本的知識の普及・啓発を図るため、茅ヶ崎ボランティア連絡会との共催により講座を開催しました。 受講者76名

- (ア) ボランティア大学基礎コース (受講生全員が受講)

開催場所：さがみ農協ビル

	開催日	講 座 内 容	参加者(人)
1	5月7日	開講式／オリエンテーション ・講義「ボランティア活動とは」 講師：共育ひろば主宰 牧岡英夫氏 ・ボランティア活動者体験談 ・グループディスカッション	76
2	5月14日	「体験コーナー1－車椅子・アイマスク」	69
3	5月21日	「体験コーナー2－聴覚障害について」 ・当事者（聴覚障害者）体験談 ・手話、要約筆記体験 ・ボランティアグループ紹介 ・グループディスカッション	74
4	5月28日	「体験コーナー3－視覚障害について」 ・当事者（視覚障害者）体験談 ・点字、録音体験 ・ボランティアグループ紹介 ・グループディスカッション	67
5	6月4日	「体験コーナー4－介護について」 ・当事者（肢体不自由者）体験談 ・「にこにこクラブ」介護劇 ・介護体験 ・ボランティアグループ紹介 ・グループディスカッション	69
6	6月11日	「いろいろなニーズを知ろう」 ・当事者（知的障害者、精神障害者）体験談 ・さまざまな活動紹介 ・選択コース説明	71
7	6月18日	「まとめ」 ・茅ヶ崎ボランティア連絡会とは ・社会福祉協議会とは ・市民活動分野の紹介 ・まとめ（共育ひろば主宰 牧岡英夫氏） ・選択コースオリエンテーション	67

- (イ) ボランティア大学選択コース（基礎コース修了後、希望者のみが受講）  
ボランティアグループが担当し、9コース（介護・録音Ⅰ・録音Ⅱ・手話・誘導・要約筆記・点訳・共通基礎講座・学習会）のボランティア大学選択コースをそれぞれ開講しました。受講生延べ107名
- (ウ) ボランティア大学学習会コース  
ボランティア大学基礎コース修了者のうち、受講希望者を対象にボランティア大学学習会コースを9回開催しました。受講生9名

	開催日・開催場所	内 容	参加者(人)
1	7月15日 市社協B会議室	・自己紹介 ・個人ボランティア活動の情報交換	9
2	8月19日 市社協B会議室	・個人ボランティア活動について ・個人ボランティア活動の情報交換	8
3	9月16日 市社協B会議室	・個人ボランティア活動の情報交換	7
4	10月21日 市社協B会議室	・個人ボランティア活動の情報交換 ・今後の活動について	3
5	11月18日 県立茅ヶ崎養護学校	・学校見学 ・今後の活動について	6
6	12月16日 市社協B会議室	・個人ボランティア活動の情報交換 ・今後の活動について	6
7	1月19日 市社協ボランティアルーム	・ボランティアグループ「スマイル」結成について	6
8	2月9日 市社協ボランティアルーム	・ボランティアグループ「スマイル」今後の活動について	6
9	3月30日 市社協ボランティアルーム	・ボランティアグループ「スマイル」今後の活動について ・事例について	7

## エ 福祉教育の推進・出前講座の実施

### (ア) 出前講座の開催 [事業開始年度：平成5年度]

地域、学校等の福祉意識の醸成やボランティア理念の啓発普及を図るため、ボランティア等の協力を得ながら出前型の福祉講座を開催しました。

参加者数 延3,029名 協力ボランティア人数: 延394名

	開催日	依頼者	内 容	開催場所	参加者(人)
1	4月21日	西浜中学校	障害者講話	西浜中学校	51
2	5月8日	円蔵中学校	手話体験	円蔵中学校	122
3	5月15日	西浜中学校	①視覚障害者講話、点字体験 ②聴覚障害者講話、手話体験	西浜中学校	①33 ②21
4	5月30日	赤羽根中学校	車椅子、アイマスク、インスタントシニア体験	赤羽根中学校	99
5	6月5日	北陽中学校	車椅子、手話、点字体験	北陽中学校	128
6	6月24日	円蔵中学校	バリアフリーについて	市社協	2
7	7月3日	東海岸小学校	視覚障害者講話、アイマスク、点字、手話体験	東海岸小学校	123

	開催日	依頼者	内 容	開催場所	参加者(人)
8	7月9日	円蔵中学校	①バリアフリー点検 ②手話体験 ③点字体験 ④録音体験	①駅前付近 ②円蔵中学校 ③円蔵中学校 ④円蔵中学校	①30 ②17 ③20 ④17
9	7月11日	中島中学校	インスタントシニア体験	中島中学校	22
10	9月6日	鶴が台中学校	①車椅子体験、アイマスク体験 ②手話体験 ③点字体験	鶴が台中学校	①15 ②15 ③15
11	9月6日	第一中学校	手話体験	第一中学校	11
12	9月11日	小和田小学校	アイマスク体験、点字体験	小和田小学校	121
13	9月18日	梅田小学校	点字体験、手話体験	梅田小学校	132
14	9月25日	円蔵中学校	点字体験	円蔵中学校	21
15	10月1日	円蔵小学校	点字体験、手話体験	円蔵小学校	76
16	10月6日	浜之郷小学校	手話体験	浜之郷小学校	34
17	10月18日	小出地区社協	アイマスク体験、インスタントシニア体験、車椅子体験	小出コミセン	30
18	10月21日	今宿小学校	アイマスク体験、点字、手話体験	今宿小学校	99
19	10月21日	北陽中学校	①インスタントシニア体験、講話 ②車椅子体験、身体障害者講話 ③アイマスク体験、視覚障害者講話	北陽中学校	① 3 ② 2 ③ 1
20	10月23日	小和田小学校	手話体験	小和田小学校	120
21	10月26日	小和田自治会	車椅子体験	小和田小学校	40
22	10月28日	浜須賀小学校	アイマスク体験、点字体験	浜須賀小学校	129
23	10月29日	円蔵中学校	車椅子体験、アイマスク体験、講話	円蔵中学校	120
24	10月30日	浜之郷小学校	点字体験	浜之郷小学校	119
25	11月5日	鶴嶺小学校	アイマスク体験、点字体験、手話体験	鶴嶺小学校	118
26	11月6日	東海岸小学校	手話体験	東海岸小学校	140
27	11月13日	浜須賀中学校	聴覚障害者講話・手話体験、身体障害者講話・車椅子体験、視覚障害者講話・点字体験、インスタントシニア体験	浜須賀中学校	71
28	11月14日	北陽中学校	①アイマスク体験 ②車椅子体験	市社協	① 6 ②11
29	11月20日	浜須賀中学校	聴覚障害者講話・手話体験、身体障害者講話・車椅子体験、視覚障害者講話・点字体験、インスタントシニア体験	浜須賀中学校	71
30	11月21日	松浪中学校	福祉講話、インスタントシニア体験	松浪中学校	160

	開催日	依頼者	内容	開催場所	参加者(人)
31	11月26日	香川小学校	視覚障害者講話、点字体験	香川小学校	177
32	12月1日	室田小学校	アイマスク体験、インスタントシニア体験、手話体験	室田小学校	127
33	12月3日	緑が浜小学校	アイマスク体験、点字体験	緑が浜小学校	111
34	12月16日	松浪小学校	①アイマスク体験、手話、点字体験 ②視覚障害者、聴覚障害者講話	松浪小学校	①142 ②142
35	3月17日	鶴嶺中学校	①点字体験 ②手話体験	鶴嶺中学校	①16 ②12

(イ) 福祉教育研修会の開催 [事業開始年度：平成15年度]

福祉教育に関する教職員や福祉教育協力団体等の連携及び相互理解と福祉教育についての共通理解を図り、より良い福祉教育を目指すため、福祉教育研修会を開催しました。(開催場所：市社協議室)

開催日	内容	参加者
8月1日	福祉教育研修会 講師：豊田宗裕氏(横浜国際福祉専門学校校長)	市内小・中・高等学校職員、福祉教育協力団体、地区社協役員 22名

(ウ) 福祉教育プログラム集の作成

新規事業として、第3次茅ヶ崎市地域福祉活動計画に位置付けされた「福祉を身近に感じるための講座の開催と福祉教育プログラムの開発・検討」を具体化するため、市内小・中・高等学校職員、福祉教育協力団体、地区社協役員、行政職員、学識経験者で構成する「福祉教育プログラム検討委員会」を年間6回開催し、学校の総合学習等で活用できる「福祉教育プログラム集」を作成し、次年度に各学校等に配布します。(平成21年度印刷：1,000部作成)

オ ユースボランティア茅ヶ崎の開催 [事業開始年度：平成2年度(平成15年度より現名称)]

神奈川県青少年協会・市民活動サポートセンターと共催で、中学生、高校生、専門学校・短大・大学生を対象に、青少年のボランティア活動が一人ひとりの興味・関心から出発して、自分なりの選択ができる青少年の育成を目指して、「ユースボランティア茅ヶ崎」を次のとおり開催しました。受講者数89名

開催日／開催場所	内容
7月23日 さがみ農協ビル5階	オリエンテーション／全体研修／活動体験先の紹介・調整
7月24日～ 8月25日	ボランティア活動体験 (1人2日間以上) ①茅ヶ崎里山公園倶楽部 ②湘南動物愛護会 ③柳島青少年キャンプ場 ④ほのぼのびーち実行委員会 ⑤イーハトーブ湘南⑥We21ジャパン茅ヶ崎 ⑦ブルーベリー ⑧湘南鬼瓦 ⑨きらきらぼし ⑩梅雲保育園 ⑪保育園ぽかぽか ⑫あいあいクラブ ⑬ゴロゴロクラブ ⑭学童保育ピノキオクラブ ⑮萩園ヶアセンター ⑯生活リハビリクラブ茅ヶ崎 ⑰みらまーる ⑱松の実作業所
8月26日 さがみ農協ビル5階	「とーく&トーク」 グループワーク、感想発表会

終了後、報告書を600部作成し、受講生や体験学習受入先に配布しました。

カ 精神保健ボランティア入門講座の開催 [事業開始年度：平成7年度]精神保健ボランティア推進委員会で講座の内容を検討し、精神保健に対する正しい理解の促進と住民の立場で参加するボランティアを育成することを目的に、精神保健ボランティア講座をボランティアセンターと障害者生活支援センターの共同事業として開催しました。

- (ア) やさしい精神保健ボランティア入門講座の開催  
 受講者数23名 開催場所：市社協B会議室

	開催日	講座内容	参加者(人)
1	10月22日	ボランティア活動について/ボランティアに期待すること(当事者に聞いてみましょう)/ボランティア体験先の紹介/グループディスカッション	20
2	10月29日	精神保健ボランティア活動のコツ/当事者とのグループディスカッション/実習オリエンテーション/体験先の調整 講師：塩原真澄氏(地域生活支援センター元町の家施設長)	21
3	10月30日 ～11月25日	ボランティア活動体験	20
4	11月5日	精神障害をもつ人への理解 ビデオ「ウォッチ!統合失調症に関する話題」/精神保健福祉の歴史と状況/グループディスカッション	21
5	11月12日	ボランティア活動体験談/まとめ、活動への一歩	16

- (イ) やさしい精神保健ボランティア講座入門講座交流会の開催  
 精神保健ボランティア受講生や精神保健ボランティア推進委員会委員の交流を図るため、交流会を開催しました。(開催場所:市社協B会議室)

	開催日	講座内容	参加者(人)
1	11月26日	ボランティアのニーズや実習体験談について情報交換	受講生 2 推進委員会委員 5
2	12月10日	実習体験の感想等について情報交換	受講生 7 推進委員会委員 1
3	1月14日	精神保健関連機関でのボランティア受入状況等について意見交換	受講生 5 推進委員会委員 8
4	3月3日	すでに活動している精神保健ボランティアとの交流	受講生 9 推進委員会委員 7 ボランティア 9

- (ウ) 精神保健ボランティア推進委員会の開催  
 精神保健に対する正しい理解の促進と精神障害者の日常生活の援助及び住民の立場で参加するボランティアを育成する事業や諸課題の検討を行うため、精神保健ボランティア推進委員会を開催しました。(開催場所：市社協B会議室)

	開催日	内 容	参加者(人)
1	6月24日	平成20年度精神保健ボランティア講座について等	12
2	7月25日		13
3	8月25日		13
4	10月3日		12
5	12月10日		6

キ 夏休みおやこ手話教室の開催 [事業開始年度：平成13年度]

夏休み期間に小・中学生親子を対象に、手話を通じて福祉の心を育てることや、聴覚障害者との交流や手話を学ぶことによって「耳が聞こえないこと」や「手話は聴覚障害者とのコミュニケーションの一つである」ということを理解するため、聴覚障害者協会と手話サークル茅の会の協力により、「夏休みおやこ手話教室」を開催しました。

開催場所：市社協B会議室 参加者：延べ164名

	開催日	講 座 内 容	参加者(人)
1	8月4日	・手話とは・見ることば・あいさつ・数字 ・数字をつかって	33
2	8月5日	・自己紹介・指文字	33
3	8月6日	・聞こえないこと・家族・何と喋ってるのかな ・やってみよう	33
4	8月7日	・好きなことを話しましょう ・好きなものはなに？	34
5	8月8日	・うた「小さな世界」・ゲーム・まとめ	31

## 7 地域福祉推進事業

### (1) 高齢者福祉事業

ア 介護者のつどいの開催 [事業開始年度：平成2年度]

今年度は介護者のつどいは開催しませんでした。介護者の認知症への理解を深める意味を含め、認知症サポーター養成講座を開催しました。

イ ミニデイサービス（ふれあい・いきいきサロン）事業の推進（重点事業）[事業開始年度：平成8年度]

(ア) 新規ミニデイ・サロンの立ち上げや既存ミニデイ・サロンの運営を支援

見守り活動の推進や地域の高齢者等の孤独感の解消に向けて、地区社協を中心とした新規ミニデイサービス事業の立ち上げを支援しましたが、今年度は新たな立ち上げはありませんでした。

また、第3次活動計画の具体的な取り組みである「身近な場でのミニデイ・サロンの開催推進」の実現に向けて、地区社協が中心となって運営するミニデイサービスやサロンの運営費を助成し、その活動推進を支援しました。（運営費助成金額：210,000円/21箇所）

(イ) ミニデイ・サロン活動者連絡会研修会の開催

ミニデイ・サロン活動者の資質向上と情報交換を目的として、ミニデイ・サロン連絡会の研修会を開催しました。

開催日	内 容	開催場所	参加者
12月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉権利擁護事業の紹介（市社協あんしんセンター担当）</li> <li>・各団体より提出された課題をグループで検討し、全体で意見交換</li> </ul>	市社協 B会議室	19団体 31人

市社協がこれまでに立上げ支援を行ったミニデイ・サロン事業

地区名	名 称	実 施 日	場 所
海 岸	福祉サロン海岸	第2・4金曜日	福祉会館
松 林	ふれあい菱沼 室田はなそう会 サロンしもあか 上赤ミニサロン	第3木曜日 月末月曜日 第2土曜日 第4金曜日	菱沼自治会館 室田自治会館 下赤自治会館 上赤自治会館
小 出	ほのぼの小出 おしゃべりいろは	3・6・9・12月 第1木曜日	皆楽荘 小出地区コミュニ ティーセンター
松 浪	松浪地区社協（囲碁・将棋） おしゃべりサロン	火・金曜日 第1火曜日	松浪自治会館・緑 が浜小学校 松浪自治会館
浜須賀	サロン・はますか	第2・4金曜日	浜須賀会館
南 湖	南湖いこいの場	第2木曜日	南湖会館
小和田	ふれあいサロンこわだ	第1木曜日	小和田地区コミュ ニティーセンター
鶴嶺東	サロン・つるみね	第2水曜日	鶴 嶺 東 コ ミ ュ ニ ティーセンター
湘 北	松風台「ほっとサロン」 ほほえみサロン 甘沼サロン	第2・4水曜日 第2・4水曜日 第2・4金曜日	松風台自治会館 鶴が台(一)集会所 甘沼自治会館
湘 南	ふれあいひろば・中島 ふれあいサロンベル ふれあいエクシード	第2月曜日 第1木曜日 毎月1回土or日	中島自治会館 ベルパークプラザ館 ダイパレスエクシード

#### ウ 在宅老人等給食サービス事業（事業開始年度：平成3年度）

市の委託により、市が給食サービスの利用を決定した在宅ひとり暮らしの高齢者等を対象として、利用券（食券）を訪問して販売し、あわせて安否の確認を行いました。

また、配食事業者より給食利用者が不在等の連絡があった場合は、担当職員が訪問による安否の確認を行いました。

訪問日数： 249日      訪問回数： 1,134回      安否確認出動件数： 46件

地区別月次累計利用者数・配食実績 (平成21年3月末現在)

地区名	利用者数(人)	配食数(食)	地区名	利用者数(人)	配食数(食)
茅ヶ崎	242	2,791	湘北	210	2,450
南湖	79	1,285	小和田	27	405
海岸	259	2,885	松浪	211	2,542
鶴嶺東	76	737	浜須賀	174	2,102
鶴嶺西	70	718	小出	74	1,394
湘南	67	853	合計	1,808	21,689
松林	319	3,527			

地区別利用者実人数 (平成21年3月末現在)

地区名	利用者数(人)	地区名	利用者数(人)	地区名	利用者数(人)
茅ヶ崎	16	鶴嶺西	5	小和田	1
南湖	7	湘南	3	松浪	14
海岸	17	松林	29	浜須賀	13
鶴嶺東	6	湘北	15	小出	6
				合計	132

利用券販売実績 (平成21年3月末現在)

区分	枚数(枚)	単価(円)	金額(円)
①販売	22,258	600	13,354,800
②払戻し	603	600	361,800
計(①-②)	21,655		12,993,000

- エ マッサージ治療（マッサージ治療補助券交付）事業〔事業開始年度：昭和52年度〕  
75歳以上の高齢者に、1枚1,000円で年間6枚の補助を行いました。また、小出地区社会福祉協議会及び小出地区民生委員児童委員協議会によるマッサージ治療補助券を使用しての出張マッサージ事業（開催場所：皆楽荘、年間8回）に協力しました。

申請者数(人)	交付枚数(枚)	利用枚数(枚)	利用率(%)
1,514	9,078	6,241	68.75

- オ 介護予防事業〔事業開始年度：平成18年度〕

(ア) 転倒予防教室事業

市の委託により、体操により体力や機能の維持及び低下の緩和を図り転倒を防ぐとともに、地域での仲間作りや社会参加のきっかけ作りを目的に、概ね65歳以上の一般高齢者を対象にして、転倒予防教室を開催しました。

開催場所	開催回数(回)	延べ参加人数(人)	実参加人数(人)
農協ビル5階	12	999	181
福社会館	12	621	107
小和田地区コミュニティセンター	12	389	66
浜須賀会館	12	624	102
小出地区コミュニティセンター	12	198	41
合計	60	2,831	

#### カ 生きがい友の会事業

市の委託により、配偶者のいない概ね60歳以上の方を対象に、親睦と社会参加を深め孤独感の解消及び生きがいのある明るい日常生活を支援するため、月1回の交流会等を開催しました。

内容	回数(回)	場所	参加者(人)
交流会	12	農協ビル3階大広間	延べ1,195
日帰りバス旅行	1	浅草	会員 18

#### キ 軽度生活援助サービス事業 [事業開始年度：平成13年度]

市の委託により、介護保険認定外で軽度の生活援助を必要とする高齢者に、家事援助のホームヘルパーを派遣していますが、今年度は利用がありませんでした。

### (2) 障害者福祉事業

#### ア ハンディキャブ運行事業（重点事業）[事業開始年度：昭和57年度]

市の委託により、また、国土交通省の福祉有償運送事業として、市内の障害者や高齢者等で一般の交通機関を利用しての外出が困難な方を対象に、車椅子のまま乗車可能な福祉車両（車椅子仕様）による送迎サービスを、運転ボランティアの協力を得て行いました。運行は、リフト式キャラバン1台とスロープ式普通車1台及び平成19年11月に寄贈されたスロープ式軽自動車1台の計3台で行いました。

〔運行実績〕

リフト式キャラバン（車椅子使用者定員：2名）					
運行日数	申込件数	利用件数	運転・介助ボランティア延数	運行範囲	
				市内	市外
95日	199件	176件	211人	125件	51件
スロープ式普通車（車椅子使用者定員：1名）					
運行日数	申込件数	利用件数	運転・介助ボランティア延数	運行範囲	
				市内	市外
89日	180件	157件	166人	62件	95件
スロープ式軽自動車（車椅子使用者定員：1名）					
運行日数	申込件数	利用件数	運転・介助ボランティア延数	運行範囲	
				市内	市外
112日	260件	233件	245件	92件	141件
計	639件	566件	622件	279件	287件

送迎サービスボランティア登録者数：22名

個人送迎（個人の自家用車）ボランティア数：14名

イ 障害者ホームヘルプ事業 [事業開始年度：平成15年度]

障害者自立支援法の指定事業者（障害者ホームヘルプ事業所）として、居宅訪問介護サービスや市町村地域生活支援事業である移動支援サービスを身体・知的・精神障害者に提供し、障害児者やその家族の生活を支援しました。

サービス提供時間数・利用者数（平成21年3月末現在）

サービス名	サービス提供延べ時間（時間）	利用者数（重複あり）（人）
身体介護	3,239.5	20
家事援助	3,270.5	34
通院介助	459.0	4
移動支援	5,708.0	39
合 計	12,677.0	97

登録ヘルパー数（平成21年3月末現在）

種 別	登録人数（人）
ホームヘルパー	63
ガイドヘルパー	74
合 計	137

（重複あり）

また、事業所内のヘルパー研修会や個別ケース検討会を随時開催するとともに、市内事業所のホームヘルパーの資質向上を目的として、公開講座を2回開催しました。

開催日	内 容	開催場所	参加者（人）
12月17日	精神障害者を理解するために ～パーソナリティ障害とは～ 講師：横山裕哉氏（幸町クリニックなごみ院長） （茅ヶ崎保健福祉事務所との共催）	市社協 B会議室	36
3月26日	障害児に対する理解〔基礎編〕 講師：赤司伸吾氏、近石りえ子氏（神奈川県総合リハビリテーションセンター七沢学園）	市社協 B会議室	15

ウ 障害者生活支援センター事業 [事業開始年度：平成14年度]

(ア) 障害者生活支援センター事業

主に市内の在宅障害者やその家族等への総合相談及び情報提供の実施、在宅福祉サービスの利用や社会資源活用の援助等を行うことを通じて、その生活を支援し、自立と社会参加の促進を図りました。

また、市及び市社協の広報掲載、各事業のチラシ等を施設や関係機関等に配布するなど、障害者生活支援センターの周知を行い、広く活用促進を図るとともに、

障害者等への支援活動を強化するために、市社協で展開する地域福祉活動や地域の関係機関との連携に努めました。

なお、茅ヶ崎・寒川自立支援協議会の運営にも参画しました。

(1) 相談支援事業の実施

電話や来所による相談のほか、必要に応じて訪問相談を行い、関係機関や市社協の他事業との連携を図りながら課題解決に努めました。また、個別性を尊重した支援の観点から、個々の援助に関わる担当者等を中心に、課題を共有し、より効果的なサービス提供や調整及び個別ケースの検討を行いました。

支 援 事 業	相談者数(人)	相談件数計(件)
① 市町村相談支援機能強化事業 ( 関係機関と連携支援 )	18	1,931
② 精神障害者相談支援事業	21	99
③ 身体障害者相談支援事業	54	459
④ 知的障害者相談支援事業	9	14
⑤ 障害児支援事業	2	2
⑥ 重症心身障害児者支援事業	1	1
⑦ 住居入居等支援事業	1	24
合 計	106	2,530

障害者別内訳	相談者数(人)
① 精神身体障害者	25
② 身体障害者	72
③ 知的障害者	13
④ 障害児	3
⑤ 重度心身障害者	3
⑥ その他	5
合 計	121

また、地域の当事者団体や専門家の協力を得て、専門援助相談を行いました。

[ ピアカウンセリング相談 ]

相談区分	相談件数(件)
① 肢体障害	1
② 知的障害	2
③ 視覚障害	1
④ 聴覚障害	2
計	6

〔 理学療法相談 〕 2件

〔 住宅改修相談 〕 1件

(ウ) 生活支援事業の実施（重点事業）

障害者生活支援センターの周知と活用促進を図るとともに、障害者やその周辺課題への理解を促進し、障害者やその家族等への地域生活支援を進めることを目的に、各種講座や研修会等を開催しました。

また、第3次活動計画の重点的な取り組みの一つである「障害児を対象とした放課後教室・サマースクールの開催推進」に向けて、障害児を対象にした余暇支援や家族のレスパイト（介護を担う家族が休息しリフレッシュできるように、一時的にその役割を肩代わりする家族支援をいいます。）にも取り組みました。

エ 車椅子・床ずれ予防エアーマット貸与事業

車椅子・床ずれ予防エアーマットを、一時的に必要な方や団体に貸し出しました。

種 類	貸出件数(件)
車 椅 子	224
エアーマット	6

(3) 児童福祉事業

ア 子育てサロン事業の推進

子育て中の親の仲間づくりや悩みを話せる場づくりとして、地区社協を中心に主任児童委員や地域住民の参加により開催する子育てサロンを支援したほか、地区社協が中心となって開催する子育てサロンの運営費（助成金額：40,000円／4箇所）を助成し、その活動推進を支援しました。

また、ミニデイサロン活動者連絡会「子育て編」を開催しました。

開催日・開催場所	内 容	参加者
2月24日 市社協B会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>親子向けの簡単にできるコミュニケーション（YOGAと絵本の読み聞かせ）</li> <li>お母さんのためのトークサロン（楽しく考えようライフバランス）</li> </ul> 講師：西澤愛理氏（元マザーリング研究所育児専門ディレクター）	3団体 7名

市社協がこれまでに立上げ支援を行った子育てサロン事業

地区名	名 称	実 施 日	場 所
海 岸	オープンスペースいちご	毎月第3金曜日	福祉会館
鶴嶺東	鶴嶺東地区子育てサロン「みかんのいえ」	平成17年度から「サロン・つるみね」に統合	
小和田	ぽっかぽか	毎月第2木曜と最終金曜日	小和田コミュニティセンター
松 浪	①子育て広場 ②子育て広場(3歳まで)	①毎月第1・3火曜日 ②毎週火曜日	①松浪自治会館 ②緑が浜小学校地域活動ルーム
小 出	むくろじ	毎月第1・3金曜日	小出地区コミュニティセンター

イ 茅ヶ崎地区里親講座への協力

中央児童相談所・白十字会林間学校、家庭養育支援センター・湘南里親会が実施主体である里親制度啓発事業の「茅ヶ崎地区里親講座」の開催に向けた検討会への参加や、広報等について協力しました。

(4) 地域福祉活動支援事業 [事業開始年度：平成14年度]

高齢者、障害者、児童福祉等の行政サービスの対象とならないような地域ニーズに対し、地域住民の主体的な参加と相互支援による身近な場での支えあいを築くため、次の事業を行いました。

ア 地区に必要な支援の担い手（ボランティア）の発掘・育成、継続的な学習支援等の取り組み（重点事業）

(ア) 地区でのボランティア育成講座の開催

ボランティア活動に関心と熱意のある方を対象に、ボランティア活動や支援に必要な基礎的知識・技術等を習得するための講座を、地区社協を中心に関係機関等との連携を図りながら開催しました。講座受講者にはボランティア活動への参加及び登録を呼びかけ、各地区での新たな活動者の獲得に努めました。

地区ボランティアセンターの新たな立ち上げに取り組んだ地区では、主に立ち上げ準備に携わっているメンバーや市社協が中心となり、地区住民への周知も兼ねた研修や講座が開催されました。

地区名	内容・講師	開催回数(回)	参加者(人)
湘北	ボランティア入門講座（基礎編） 講師：牧岡英夫氏（共育ひろば代表）、 地区で活動するグループ等、市社協地区 担当職員	4	延39
松浪	ボランティア講座「認知症の理解と援助」 講師：杉山孝博氏（川崎幸クリニック院 長、認知症の人と家族の会神奈川県支 部代表）	1	80
鶴嶺	①ボランティアセンター設立説明会 ②ボランティアセンター登録者集会 ③研修会 講師：地区ボランティアセンター役員、 市社協地区担当職員	① 3 ② 5 ③ 3	①延116 ②延 61 ③延 52

(イ) 「地域福祉の担い手育成推進委員会」の開催

地区単位での支えあい活動の普及や地区福祉活動のリーダー的人材の育成及び地区ボランティアセンター（以下「地区VC」という。）未設置地区への働きかけを目的に、第1期地域福祉の担い手育成推進委員会を平成18年12月に立ち上げました。

各地区社協推薦の委員とともに、既存の地区VCの活動実績や市社協での支援経過等を活かし、地区での福祉活動に必要な学習・意見交換を行いました。

平成20年3月に終了した第1期推進委員会の取り組みを踏まえ、委員の任期（学習期間）や実施回数、内容等についてわかりやすく効果的な学習となるよう見直しを行い、平成20年度は第2期推進委員会を新たな委員で5回開催しました。

イ 地区の支えあいや活動の拠点となる地区VCの設置・強化に向けた取り組み（重点事業）

地区の困りごと等が気軽に持ち込める、住民同士の身近な相談窓口（拠点）のひとつとして、また、学習を重ねた担い手（ボランティア）が活動する際の拠点となるよう、地区VCの設置促進に向けた取り組みを、市行政との協働で進めました。

この取り組みを進めるために、地区社協連絡協議会等の場面を活用しながら12地区社協へ広く働きかけるとともに、市社協の地区担当職員が様々な場面に参加をしながら、地区の状況に応じた個別の支援として情報や活動ノウハウの提供、関係機関等との連絡調整、事務的な協力等を継続的に行いました。

特に新規の立ち上げについては、既存の3地区からの様々な情報提供や見学等の受け入れの協力、地域福祉の担い手育成推進委員会や地区社協連絡協議会等による全体への働きかけ、地区担当職員を通じた個別の地区支援等の相乗的な効果により、前年度から支援をしてきた小和田地区の「みんなのこわだ」をはじめ、鶴嶺西地区の「つるみね西ボランティアセンター」、松林地区の「ふれあい・支えあい松林サポートセンター」の3地区で新たに地区VCが立ち上がり、これで12地区のうち半数が設置となりました。

また、他の地区でも、先進地区の情報収集をはじめ、準備委員会の発足やアンケート調査の準備など、次年度以降の地区VCの立ち上げに向けて動き出した地区もあり、地区担当職員が中心となり、地区内での検討や実務の組み立て等を支援しています。

既存の3地区についても、その活動の継続と体制整備を支援しており、地区VCの基本的な活動である日常生活支援のほか、新たな取り組みを始めた地区もあります。

地区VCの平成20年度活動実績

地区名	浜須賀地区	湘北地区	松浪地区
名称	サポートはますか	湘北地区ボランティアセンター	まつなみボランティアセンター
開所年月日	平成15年6月3日	平成15年9月21日	平成16年6月1日
ボランティア登録数	63名 (内コーディネーター19名)	30名 (内コーディネーター8名)	37名 (内コーディネーター3名)
年間活動件数	216件	90件	572件
年間活動時間	746時間	221時間	951時間
地区名	小和田地区	鶴嶺西地区	松林地区
名称	みんなのこわだ	つるみね西ボランティアセンター	松林サポートセンター
開所年月日	平成20年7月1日	平成21年1月19日	平成21年3月31日
ボランティア登録数	58名 (内コーディネーター10名)	55名 (内コーディネーター11名)	100名 (内コーディネーター10名)
年間活動件数	36件	17件	—
年間活動時間	75.5時間	20.5時間	—

## (5) 援護事業

## ア 災害見舞金の支給

罹災世帯を激励するため、本会及び神奈川県共同募金会たすけあい福祉資金より見舞金を支給しました。

支給区分	件数(件)	支給金額(円)
全焼(全壊、全流出)	5	100,000
半焼(半壊、半流出)	3	30,000
死亡	2	40,000
重傷	1	10,000
合計	11	180,000

## イ 要援護世帯の児童・生徒に対する支度金、祝金等の支給

要援護世帯の児童・生徒の福利増進を図るため、修学旅行支度費や入学祝金などの支給を行いました。

支給内容	件数(件)	支給金額(円)	
修学旅行支度費	中学3年生	63	315,000
	小学6年生	60	300,000
小中学生入学祝金	113	339,000	
合計	236	954,000	

## ウ 行旅人への法外援護費(交通費)の支給

定まった居住地のない行旅人に対し、近隣地までの旅費を支給し、目的地まで行くことができるよう援助しました。 44,800円(224人×200円)

## エ 交通遺児への援助

市内在住の交通遺児を激励するため、入学・卒業祝金や激励金などの支給を行いました。

## (ア) 県社協交通遺児援護基金からの配分(県社協事業)

支給区分	件数(件)	支給金額(円)	
入学・卒業祝金	小学校入学	0	0
	中学校入学	1	50,000
	中学校卒業	0	0
	高等学校卒業	0	0
小計	1	50,000	
見舞金	1	100,000	
合計	2	150,000	

(1) 市社協交通遺児援護基金からの配分（市社協事業）

支給区分	件数	支給金額
世帯激励金	4世帯 10人	180,000円

## 8 共同募金配分金事業

### 年末たすけあい募金配分事業

市民から寄せられた年末たすけあい募金を、慰問金として配分しました。

配分対象	対象者数	配分金額(円)
要援護世帯（569世帯）	1,481人	5,807,000
被爆者	86人	430,000
在宅ねたきり・認知症高齢者介護人	417人	2,085,000
障害者地域作業所・生活ホーム及び訓練会	17団体	1,145,000
合計		9,467,000

## 9 財産保全管理事業

### (1) 茅ヶ崎あんしんセンター事業〔事業開始年度：平成11年度〕

#### ア 地域福祉権利擁護事業

県社協の委託により、日常生活において福祉サービスの十分な利用や財産の管理・保全が困難な障害者や高齢者等に対して、福祉サービス利用支援・日常的金銭管理サービス・書類等預りサービスを行うことにより、地域での自立した生活を送れるよう、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行いました。

相談件数：307件 契約件数：15件

解約件数：4件 解約理由：入所、親族が支援

#### イ 契約締結審査会

地域福祉権利擁護事業実施要綱に基づく契約締結・契約更新、支援計画の変更、契約の終了の審査・検討を実施しました。

審査会の開催回数：年6回（4月、6月、8月、10月、12月、3月）

#### ウ あんしんセンター市民講座（開催場所：市社協B会議室）

開催日	内容	参加者
9月4日	「より良い成年後見制度の活用を目指して （成年後見開始の申立書を書いてみよう）」 講師：岸谷一則氏（社会福祉士）	22人

#### エ あんしんセンター事業の啓発

社協ちがさき・市広報紙・社協ホームページでの広報、あんしんセンター市民講座・認知症サポーター養成講座・茅ヶ崎地区福祉まつり・ミニデイサロン活動者連絡会等を通じて、あんしんセンター事業の啓発を図りました。

#### オ 茅ヶ崎あんしんセンター法律相談（弁護士による無料法律相談）

毎月第4木曜日13:00～16:40（40分／人）

(単位：件)

相 談 内 容					合 計	
家事事件件数	民事事件件数	刑事事件件数	その他			
相続	12	相隣関係	2	0	0	14
贈与	1	売買	1			2
離婚	4	金銭貸借	2			6
離縁	1	借地借家	4			5
後見	1	交通事故	2			3
その他	1	商事	1			2
		その他	7			7
	20		19	0	0	39

## 10 資金貸付事業

### (1) 生活福祉資金貸付申請受付（県社協委託事業）〔事業開始年度：昭和30年度〕

生活福祉資金の貸付相談受付及び貸付申請事務手続きを、県社協の委託により実施しました。

資 金 名	貸付件数(件)	貸付金額(円)
修 学 資 金	2	930,000
療養介護等資金	1	1,200,000
合 計	3	2,130,000

### (2) 小口生活資金貸付事業〔事業開始年度：昭和54年度〕

一時的に生活に困窮している市内の世帯に対し、小口生活資金の貸し付けを行い、対象者の経済的自立と生活意欲の助長を図りました。

種 類	貸付件数(件)	貸付金額(円)
一 般	157	3,580,000
生活保護申請中	58	1,825,000
合 計	215	5,405,000

## 11 その他の事業

### (1) 実習生の受入れ

平成20年度は、社会福祉士取得のための社会福祉援助技術現場実習に協力し、4名（12日間2名、24日間2名）の実習生を受け入れました。

## 12 公益事業・収益事業

### (1) 公益事業

市老人福祉センター管理運営事業の受任

指定管理者として7名の管理人を雇用し、ローテーションにより市老人福祉センターの管理運営を行いました。

今年度末を持って、市社協の指定管理の受任は終了しました。

### (2) 収益事業

有料駐車場事業

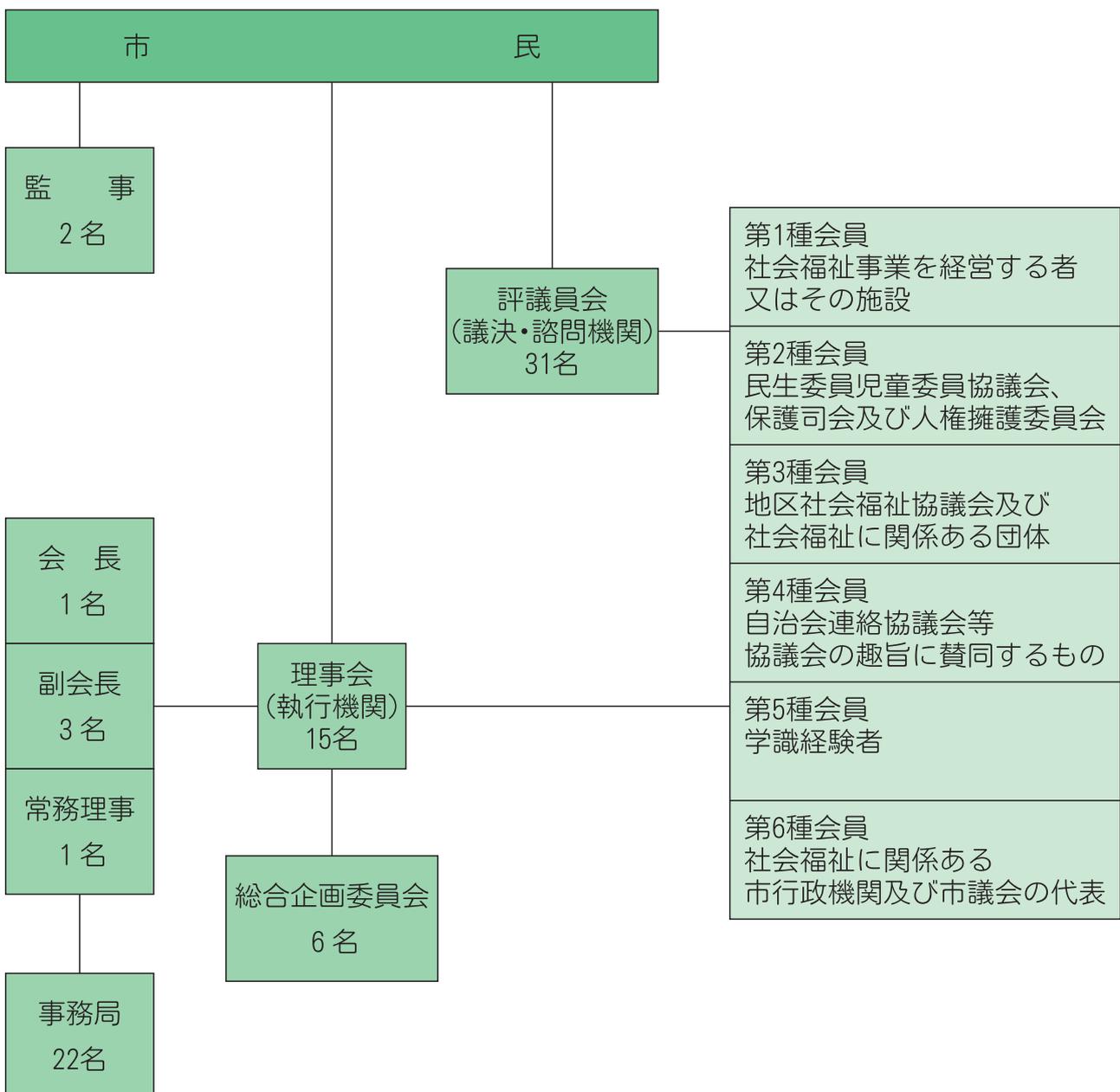
障害をもつ方を整理員として雇用し、事業収益はマッサージ治療補助券交付事業に充てました。

施設名	市役所本庁舎北側駐車場
開業日	土曜、日曜、祝祭日（開業時間 9：00～18：00）
料金	最初の1時間まで200円（1時間を超える場合30分ごとに50円）
開業日数	108日
利用台数	7,664台

## 現在の組織

社会福祉協議会は、社会福祉法で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられており、「地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成され、住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整および事業の企画・実施などを行う、市区町村、都道府県・指定都市、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織」です。（「新・社会福祉協議会基本要項」）

### 構成図



(平成21年12月現在)

**理事**（任期：平成21年2月1日から平成23年1月31日まで）

選出部門	団体名	氏名	
社会福祉事業を営業者又はその施設	保育園 園長連絡会	渡邊辰幸	
民生委員児童委員協議会、保護司会及び人権擁護委員会	民生委員児童委員協議会	南雲恵子	副会長
	保護司会	阿諏訪浩	
地区社会福祉協議会及び社会福祉に関係ある団体	地区社会福祉協議会連絡協議会	溝口優子	副会長
	老人クラブ連合会	石黒忠夫	
	当事者団体 手をつなぐ育成会	岩本憲子	
	ボランティア連絡会	北村紀子	
自治会連絡協議会等協議会の趣旨に賛同する者	自治会連絡協議会	亀山計次	副会長
	小学校長会、中学校長会	尾崎豊	
学識経験者		上田卓	会長 常務理事
		島村俊夫	
		石井昭	
		佐藤和親	
社会福祉に関係ある市行政機関及び市議会の代表	市行政機関	川戸茂	
	市議会	中嶋皓夫	

**監事**（任期：平成21年2月1日から平成23年1月31日まで）

区分	氏名
財務諸表等を監査し得る者	加藤光彦
地域の福祉関係者	石井順市

## 評議員

(任期 平成21年1月23日から平成23年1月22日まで)

選出部門	団体名	氏名
社会福祉事業を営業者又はその施設	児童施設 児童養護施設子どもの園	和田直熙
	高齢者施設 特別養護老人ホームつるみね	木戸榮子
	障害者施設 ひざしの丘湘南つつみ苑	三田村理恵
民生委員児童委員協議会、保護司会及び人権擁護委員会	民生委員児童委員協議会	篠原徳守
		木村俊彦
		白鳥茂
	主任児童委員	小栗みどり
人権擁護委員会	小林千壽子	
地区社会福祉協議会及び社会福祉に関係ある団体	地区社会福祉協議会連絡協議会	鈴木寿雄
		大谷昭一
		福村正之
		浅岡肇
		青木有俱
		古谷宏
	当事者団体 肢体不自由児者父母の会 身体障害者福祉協会 母子寡婦福祉会	高野幸子
		戸井田愛子
		小室典子
	青少年育成推進連絡会議	小野江達人
	婦人団体連絡協議会	亀山愛子
ボランティア連絡会	塩谷俊夫	
歯科医師会、医師会	平田澧子	
子育て支援団体	小澤美江	
自治会連絡協議会等協議会の趣旨に賛同する者	自治会連絡協議会	三橋一成
		岡本一雄
		田中忠夫
		近藤晋
		稲井田正
		矢野藤昭
	商工会議所	前川義憲
学識経験者		熊切勝
社会福祉に関係ある市行政機関及び	市議会	中尾寛

## 社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会定款

(平成21年3月現在)

### 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、茅ヶ崎市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) ボランティア活動の振興
- (8) 小口生活資金の貸付事業
- (9) 障害福祉サービス事業（障害者ホームヘルプ事業所）
- (10) 移動支援事業（障害者ホームヘルプ事業所）
- (11) 在宅老人等給食サービス事業
- (12) 相談支援事業（障害者生活支援センター）
- (13) その他この法人の目的達成のため必要な事業

(名 称)

第3条 この法人は、社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第4条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

(事務所の所在地)

第5条 この法人の事務所を神奈川県茅ヶ崎市新栄町13番44号に置く。

### 第2章 役 員

(役員の数)

第6条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名
- (2) 監事 2名

2 役員を選任に当っては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち3名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(会長、副会長の選任及び法人の代表権)

- 第7条 この法人に、理事たる会長1名、副会長3名を置き、理事の互選により選任する。
- 2 会長のみがこの法人を代表し、会務を統括する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した副会長が、順次にその職務を代理する。
  - 4 会長、副会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した理事が、順次にその職務を代理する。
  - 5 会長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、第2項の規定にかかわらず、理事会において選任する他の理事が会長の職務を代理する。

(常務理事)

- 第8条 この法人に常務理事1名を置き、理事の中から会長が指名する。
- 2 常務理事は会長、副会長を補佐し、会長の命をうけて、この法人の常務を処理する。

(役員任期)

- 第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 会長、副会長、常務理事任期は、理事としての在任期間とする。

(役員選任等)

- 第10条 理事は、評議員会において選任し、会長が委嘱する。
- 2 監事は、評議員会において選任する。
  - 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

- 第11条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関する規程は、理事会の議決を経て別に定める。

(理事会)

- 第12条 この定款に別段の定めのあるもののほか、この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の軽易な業務は、会長が専決し、これを理事会に報告する。
- 2 理事会は、会長がこれを招集する。
  - 3 会長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
  - 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
  - 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
  - 6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 7 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

- 8 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(監事による監査)

- 第13条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び神奈川県知事に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

### 第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

- 第14条 この法人に評議員会を置く。
- 2 評議員会は、31名の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、会長が招集する。
- 4 会長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。
- 5 評議員会に議長を置く。
- 6 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。
- 7 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 8 この定款に別段の定めのあるもののほか、評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 10 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 11 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

- 第15条 この定款に別段の定めのある場合を除くほか、次に掲げる事項については理事会の議決を経て、原則として評議員会の議決を得なければならない。
- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散(合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。)
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
- 2 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

- 第16条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛同して協力する者の中から理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。
  - 3 評議員の選任に関する規程は、別に定める。

(評議員の任期)

- 第17条 評議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠によって就任した評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第4章 会 員

(会 員)

- 第18条 この法人に会員を置く。
- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
  - 3 会員に関する規程は、別に定める。

## 第5章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

- 第19条 この法人に部会又は委員会を置く。
- 2 部会又は委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、或いは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。
  - 3 部会又は委員会に関する規程は、別に定める。

## 第6章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

- 第20条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 この法人に、事務局長を1名置くほか、職員若干名を置き、会長が任免する。
  - 3 事務局及び職員に関する規程は、別に定める。

## 第7章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第21条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の四種とする。
- 2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。  
現金 2,400,000円
  - 3 運用財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
  - 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第30条に掲げる公益を目的とする事業及び第32条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
  - 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第22条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決を経て、神奈川県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、神奈川県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第23条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、管理するものとする。

(特別会計)

第24条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予 算)

第25条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、会長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決を得なければならない。

(決 算)

第26条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に会長において作成し、監事の監査を経てから理事会の認定を得、評議員会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人の会員及びこの法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第27条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理等)

第28条 この法人の会計処理状況は、常に明確にしておかななければならない。

- 2 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第29条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決を得なければならない。

## 第8章 公益を目的とする事業

(種別及び運営管理)

第30条 この法人は社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 茅ヶ崎市老人福祉センターの管理運営
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第31条 前条の規定によって行う事業から収益が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

## 第9章 収益を目的とする事業

(種別及び運営管理)

第32条 この法人は社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 茅ヶ崎市庁舎駐車場管理運営
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第33条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業に充てるものとする。

## 第10章 解散及び合併

(解 散)

第34条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

- 2 社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号に規定する解散をする場合には、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により、神奈川県知事の認可又は認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第35条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合 併)

第36条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により、神奈川県知事の認可を受けなければならない。

## 第11章 定款の変更

(定款の変更)

第37条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により、神奈川県知事の認可(社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働

省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

## 第12章 公告の方法、その他

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、茅ヶ崎市広報紙及びこの法人の機関紙に掲載して行う。

(施行細則)

第39条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後、遅滞なくこの定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

会 長	榎木 一策
副会長	巢籠徳治郎
副会長	山口 正一
副会長	森 要之助
理 事	鈴木 登
理 事	野崎愛太郎
理 事	鋤柄 芳男
理 事	落合 一作
理 事	佐藤 武雄
理 事	北村 作蔵
理 事	田中 キヨ
理 事	吉野 明
理 事	難波 直治
理 事	川島 直
理 事	米山 一雄
監 事	石井 昇
監 事	城田 ミネ

---

---

法人化30周年記念誌

茅ヶ崎市社会福祉協議会のあゆみ

平成21年12月発行

発行 社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉協議会

〒253-0044 神奈川県茅ヶ崎市新栄町13番44号

TEL 0467(85)9650

FAX 0467(85)9651

Eメール shakyo-chigasaki@nifty.com

HP <http://www.shakyo-chigasaki.or.jp/>

印刷 株興版印刷

---

---